

# 平成30年広川町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年9月6日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 平成30年9月6日（9時30分）

## 4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	梅本哲
1番	中尾千枝	8番	神山章憲
2番	丸山修二	9番	稲員信幸
3番	川島忠孝	10番	野田成幸
4番	光益良洋	11番	佐々木四十臣
5番	池尻浩一	12番	江藤龍彦
6番	原野利男		

## 5. 不応招議員

なし

## 6. 出席議員

応招議員に同じ

## 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	藤島達也
副町長	飯田潤一郎	税務課長	野中洋太
教育長	吉住政子	福祉課長	郷田貴啓
会計管理者兼 総務課長兼会計室長	丸山英明	建設課長	樋口信吾
総務課参事	鹿田健	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	熊添博
政策調整課長	丸山信夫	協働推進課長	井上新五
環境衛生課長	酒井和哉	教育委員会事務局教育次長	坂本幸枝

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	藤島弘義	書記	原野昌文
書記	尾崎源太郎		

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

---

午前9時30分 開会

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成30年第3回広川町議会定例会を開会いたします。

本定例会に提出されております議案は、決算認定7件、報告3件、人事案件2件、条例の改正等5件、補正予算7件、計24件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な決議に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。まだまだ暑い日が続いておりますので、体には十分注意をいただきますようお願いをいたしたいと思っておりますが、ちょうど夏ばてをする時期になったんじゃないかなと思っております。重ねて健康管理をお願いをいたしたいと思っております。

本日は、平成30年第3回広川町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしは西日本を中心に甚大な被災をもたらした平成30年7月豪雨に続き、9月4日、四

国・近畿地方を縦断した台風21号により、各地で被害が相次ぎ多くの死傷者が出ております。お亡くなりになられた方々へ謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本町においては、台風21号の影響はなかったものの、7月豪雨において大雨特別警報が発表されたことにより、災害対策本部を設置し、全職員を招集し対応に当たったところがございます。被災の状況につきましては、あすの全員協議会にて報告させていただきます。

これから9月に入り、台風の発生と秋雨前線により大雨が予想され、災害が発生しやすい時期を迎えるに当たり、気象情報等の収集分析を的確に行い正確に情報を伝え、町民の皆様の安全・安心に努めてまいります。

さて、本定例会には議案24件を提案申し上げます。議案の提案理由につきましては、後ほど御説明申し上げますが、慎重な御審議を賜りまして、全議案とも御決定いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○議長（野村泰也）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号のとおりであります。

直ちに議事日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（野村泰也）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録の署名議員は、6番原野利男君と12番江藤龍彦を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

#### ○議長（野村泰也）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る8月31日、議会運営委員会に諮ったところ、9月6日から9月19日までの14日間にしたという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、9月6日から9月19日までの14日間と決定いたしました。

#### 日程第3 一般質問

#### ○議長（野村泰也）

日程第3. 一般質問を行います。

発言時間は、質問、答弁を含めて1時間以内とします。制限時間5分前にベルで合図します。

11番佐々木四十臣君の登壇を求めます。

#### ○11番（佐々木四十臣）

おはようございます。11番議員の佐々木でございます。私は既に通告しておりますとおり、3項目について質問をいたします。1つは、学童保育所運営の見直しに関すること。1つは、防災計画に係るタイムライン策定と先般の西日本豪雨時の避難のあり方等の問題。1つは、役場職員の中途退職、長期休暇に関連する健康管理や人事管理に関する問題についてお尋ね

をいたします。

では、早速具体的な質問に入ります。

まず最初に、学童保育所の運営見直しに関することですが、昨年度、学童保育所連合会との間で民間への委託ということの協議が進んでいたようにお聞きいたします。それが本年度に実現しなかったということで、本年度、連合会役員等に対して旧年度の役員さんたちから、問題どうなっておるのかという問題提起がございまして、連合会役員、あるいは保護者の間で動揺が生じたというようなことのようにございます。実現しなかった理由及び今後の見通しについて町としての考え方をお尋ねいたします。

次に、防災計画に係るタイムライン策定の件でございます。

このところ我が国では豪雨や台風と立て続けに災害が発生しております。本日未明にも北海道で大きな地震が発生いたしました。これらによって不幸にもお亡くなりになられた方々に心からお悔やみ申し上げ、被災された多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げるものでございます。これが私たち広川町で起きていたらという思いを持って、反省を教訓として生かすためにという思いで、きょうの質問に立たせていただいております。

まず、先般の西日本豪雨の際には、本町では避難指示も発せられた地域がございます。聞き及ぶ限りでございますが、種々の行き違いも生じたようでございます。具体的にどのような反省点があって、どのように改善策を講じられたのか、お尋ねをいたします。

最後の質問です。

最近、長期休職の職員が増加しているという話を春ごろからお聞きしておりました。まずその実態についてお尋ねをいたします。加えて、長期休職、あるいは結果的に退職に至るといふようなことの原因はそもそもどのように認識をされているのか、では、それらを予防するための対策としてどのようなことをされているのかをお尋ねするものでございます。

以上で登壇での質問を終わります。あとは質問席で続けさせていただきますので、御答弁よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

佐々木議員の質問の中の学童保育所に関するお答えでございます。

町内の学童保育所につきましては、平成8年より公設民営として中広川小学校の空き教室にて開所し、その後、上広川、下広川、中広川第2学童保育所として開設し、現在まで保護者会によって構成される広川町学童保育所連合会により運営されています。しかしながら、連合会の運営は役員に係る負担が大きく、その任期も1年交代と運営の継続性や指導員への対応に苦慮されており、民間事業者への委託を望まれているところです。民間事業者への委託につきましては、これまで近隣市町の運営委託等の実態を調査するとともに望ましい指定管理のあり方について検討してまいりました。

そのような経過を踏まえ、このたび指定管理者公募のための環境整備として、広川町学童保育所の設置及び管理に関する条例の改正を今会議へ上程しているところです。今後の予定としましては、公募による指定管理の選定、候補者の審査後、12月議会におきまして、選定候補者及び関連予算の審議をお願いし、来年4月より学童保育所の運営につきまして、民間事業者による指定管理を見込んでいるところでございます。

次に、中小河川のタイムライン策定の進捗状況並びに西日本豪雨時の避難のあり方に関する問題についてのお答えですが、国、県では、豪雨災害によって生じる被害を最小限にするためには、施設整備によるハード面の対策だけでなく、気象状況に応じ、いつ、誰が、何をするかといった、行動計画を時系列でまとめたタイムラインの策定を推進しています。

広川町では、福岡県の水位周知河川指定の河川、広川がタイムラインの策定対象となっていますが、町では現在、基本となる案を作成している段階でございます。今後、この基本案に基づき、福岡県及び広川河川流域の行政区との意見交換会を行い、町、地域、町民が行う実効性ある行動計画を策定していく予定でございます。

また、今回の豪雨では、避難所開設や運営職員の対応、各地域の自主防災組織の対応に課題があったことを踏まえ、避難者目線での避難所開設や運営方法の体制を強化しております。また、今後開催する地域との意見交換会の折に、自助、共助、公助の役割、地域ごとの自主避難所開設基準と必要性などを協議し、広川町地域全体で災害に備える体制を推進してまいります。

次に、職員の健康管理の質問でございますが、近年、全国的にメンタル疾患等により休職者が増加の一途をたどる中、本町職員の病気休職者は、平成29年度3名、平成30年9月現在で1名となっております。このような状況の中、平成27年12月に施行された改正労働安全衛生法により、ストレスチェック制度が義務づけられました。本町では、平成27年度よりストレスチェック制度を導入し、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ取り組みを行っております。高ストレス者に対しては、臨床心理士の面談を行い、心のケアや必要に応じて心療内科の紹介を行っているところです。

また、ストレスチェックをもとに職場ごとの分析も行っております。詳細については、法律により公表できませんが、健康リスクの全国平均値を100とした場合、広川町については86とストレス度は全国平均より低い状況となっております。

病気休暇、休職者に対しては、産業医及び主治医と連携協力し、その職員に応じた対策を講じており、特に産業医との連携においては、定期的な面談や復職のためのプログラムを作成し、円滑な早期復職に取り組んでいるところです。

今後についても、衛生管理委員会を中心に職員の健康管理に取り組んでまいりたいと思います。

以上で私への質問についてのお答えといたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

おはようございます。佐々木議員御質問の中の学校教職員の健康管理についてお答えいたします。

学校教職員の長期休職者につきましては、メンタル疾患関係の長期休職につきましては、昨年度1名の長期休職の教職員がおりますが、現在は復帰しております。

長期休職者を防ぐ対策につきましては、全教職員へストレスチェックを実施しており、メンタルヘルス不調の未然防止や教職員自身のストレスへの早期対応を心がけております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

学童保育所の問題についてでございますが、私は平成23年6月の定例会において、学童保育の問題点と解決策を問うということで質問をさせていただいた経緯がございます。そこでは、連合会とよく協議するというお答えをいただいております。その質問の中で私は、現状の打開を今、町長が登壇してお答えいただいたようなことで、非常に連合会の負担が大きいというような声が高くなったことからの問題ですが、現状打開をするとともに、この学童保育事業を発展させていくために運営そのものを指定管理制に移行してはどうかということも提言いたしました。その中で答弁としては、現状の中で問題点を検討したいというお答えをいただいております。それを受けて、同年、平成23年12月の定例会でも、学童保育所運営はどう変わったかということについて質問をさせていただきました。そのお答えとしては、連合会と協議し変更しておるので、現在、順調であるというお答えをいただいております。どういことが変わったかということ、委託料の支払いをそれまで年4回だったのを毎月払いにすると、それから、事務局職員を配置する、指導員の資質の向上を図る取り組みを行っているというようなことでございました。非常に喜んだところでございます。

それで、その後、直接私のところにはそういう不満といいますか、大変だというような声が直接は入っておりませんでした。ところが、今年度になってやはり連合会の役員さんから似たような訴えをいただいたところでございまして、きょうの質問ということになりました。

順調にいつているだろうと思っておったんですが、やはりまたそれなりの時間が経過したので、また繰り返してきたかなというようなところでございます。一番問題は、やっぱり連合会の役員さん方が毎年かわる、それもほとんどみずから手を挙げてなり手のある人はいないと、そういう状況が一つ。そして、一方では、指導員はずっと同じ人が張りついておる。そういう中でのやはりなかなか意思疎通が密にいかず乖離しておる場面もなきにしもあらず、そういうところから生じておるような問題でございまして、やはり昨年度、連合会との間でいろんな協議が進められて、民間委託指定管理制に移行しようという方向性は示されておった。それも協議の結果として、やっぱり片一方は自分たちに都合のいいように解釈をしがちでございまして、それがことしになっても一向に動かないので、どうなっておるかということだったようでございます。

それで、昨年度アンケート調査をされたようですが、具体的にアンケート調査の結果として、どのようなことが特徴的にあらわれたのか、お尋ねをいたします。

**○議長（野村泰也）**

福祉課長。

**○福祉課長（郷田貴啓）**

今、御質問のアンケート調査につきましては、確かにアンケート調査をされたということはこちらのほうも聞いておりますが、その結果については、具体的なところは町のほうには報告はあっておりません。ただ、それに基づいて前年度の総会において民間への委託ということで連合会のほうで御承認されたというのを確認しております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

実はここに一つの文書があるんですが、学童保育所委託先公募の件について回答というような文書があるんですが、役場から回答されたものですが、そこでも、もう既にその方向性としては、指定管理への委託という方向は既に示されておったわけでございますが、アンケートは連合会がやったわけですか、町がやったわけじゃないんですか。

**○議長（野村泰也）**

福祉課長。

**○福祉課長（郷田貴啓）**

アンケートは、もともと最初、平成8年から連合会が自主的に行ってありますので、まずは連合会としてどういう意思なのかというのを自分たちで保護者に対してアンケートをとってあるみたいですよ。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

わかりました。

それで、結局この文書の中にも、昨年、保護者へのアンケートの結果を踏まえ、今年度委託の方向で進んでおります、これはいわゆる所管課が出した文書ですよ。ですから、私はてっきり所管課がアンケートをとったのかなというふうに読んでんですが、そうじゃない、理解しました。

それで、先ほども言いましたように、これまで長い間、前回23年度に改正されたというか、取り組みを勉強され、より負担が少ないようにという方向に改善されたにもかかわらず、それから、今7年ですか、7年ほどたってみると、また同じような問題が出てくるというようなことです。その間、やはり所管課含めて連合会との間のやっぱりいろんな学童保育というものに対する考え方、趣旨、あるいは立ち上げたときの理由、そういうものがやはり浸透していないと、共有されておらんというのが私は一つ原因がありはせんかと思うんです。その辺についていかがでございますか。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

今、佐々木議員おっしゃられたように、立ち上げたときのこと、原点に戻ってもらわないと、私は民間委託することはやぶさかではございませんけれども、やっぱり立ち上げたときの気持ちを今の学童保育に持ち続けていただいて、いろんな足りない部分があれば行政に要望するという形に持っていつてもらわなければ、何にもかんも、今後、学童保育所は行政がやるんだという考え方ではなく、ぜひそういうことの再認識をしていただきたいというふうに思います。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

まさにそのとおりですよ。私、今回も、いわゆる先ほどお示した文書を持って連合会の

役員さんが見えたときも同じことを言いました。だから、やはり自分たちが、連合会がしなければならぬ領域、しなければならぬ仕事、そういうことはしっかりとやってもらわなきゃ困ると。その上でここをもう少し入れてくれんかとか、そういう話でなければだめですよということをしっかりと言いました。まさに今、町長が言われたことと同感です。私も最初からそう思っています。ですけれども、周囲でこれもやはり先ほど言いましたように、一年一年なり手のない状況の中で、中には本当くじみたいな感じで連合会の役員が決まっているというような話も漏れ聞けば、その中にそういう趣旨の徹底等が共通理解されていないというのは一目瞭然なんですよ。だから、そういうことにやはり所管課も幾分手を抜いておったんじゃないかなという気がするんですね。そいけん、相手が理解せんという限りなかなか改善は両方共通理解できんと思うので、やはり相手が理解できていなければ理解させる、それはやっぱり立場としては行政も一層知恵を絞ってやってもらわなきゃならぬことだろうと思うんですよ。それで、そういうところを私もしっかりと役員さんに言いました。しかし、周囲の状況を見ると、よその隣接市町村の状況を見ると、どんどん変わりよると。行政が全部してやりよってすばいと、そういう理解を持ってこらっしゃる。そうじゃなかというけれども、自分たちはそういう理解しかしていないわけですよ。

それで、調査した結果を見ると、いわゆるいろんな方法、外部に委託している園と、連合会が運営している園とは半々なんですよ、実態としては。それで、連合会が運営しているということは大体どこでも似たような時期に始まっていますので、そこはそういう趣旨がそれぞれの立場というものをわきまえて共通理解があるところだろうと思うんです。そこにちょっとうちの場合に、どっちが悪いじゃなくして、お互いそこనికిの意思の疎通の欠いた部分があってこういう問題に出てきたのかなと。しかし、やっぱり方針としては示されておるところでございますので、今、町長の登壇でお答えをいただきましたので、来年度からの民間委託、指定管理制度への移行ということは、方向性として定まっておるということでございます、今回も条例改正等も提案されておる。そういう中で、やっぱり今後はその今までちょっと意思の疎通を欠いておった部分について、やっぱり民間委託にしてもまた似たような問題を蒸し返してくるんですよ。それで、やっぱりその共通理解をするということについて行政もしっかりとさらに働きかけ、協議、そういうものをやっていただきたいと思うんです。

それと、もう一つは、連合会の役員会、これは前回、平成23年度の段階でもまさにそうでしたけれども、もう会議会議と、2時、3時までかかると、そういうことで体を壊すと、今回も似たようなことでした。体が病気になるごたるという話です。病気になるごたるなら早ようやめなさいと私は言うたんですよ。病気になるほどならやめなさいと、無理なことをしてもそれはだめですよと、続かんですよと言ったですよ。しかし、やっぱり会議のあり方そういうもの、あるいはそういう会議に役場のほうからも来てくださいますと言っても時間外だからちょっと無理ですとか、そういうことでなかなか会議と一緒に同席してもらえないというようなこともありました。ですから、やっぱり会議のあり方というものをびしゃっと時間を切るとか、いろんな方法はあると思うんです。そういうこともやっぱり役場のほうがそういう面ではなれていますので、適宜そういう運営委員会の協議の中にはかかわっていただいて御指導いただきたいと思うんです。その辺、同じことを所管課も聞いてあると思うので、その辺についてどういう状況でしょうか。



**○議長（野村泰也）**

福祉課長。

**○福祉課長（郷田貴啓）**

今年度の役員会の時間のほうを確認しましたところ、今年度は7時から9時までの2時間ということで役員会は終わっているみたいです。

昨年度の全体会議の年4回、大体定期的にされてあるんですが、そのうちの2回は出席させていただいております。ただし、日程の調整を早目に言っていますけど、なかなか一方的に向こうで決められておられるというのがあって、こちらの意思が十分に伝わっていないような現状がございますので、常に毎日のように連合会なり指導員さんからの問い合わせなり相談はございますけど、それについては常に対応しながら窓口でも対応しておりますし、役員会以外でも事前にいろいろな協議については対応を現在もしているところです。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

どうぞその点、気持ちは私と一緒に思いますので、どうぞよろしく御指導をいただきたいと思います。

次に移ります。防災計画に係るタイムラインの問題でございます。

最近、何でも片仮名用語というのが蔓延してしまって、タイムラインと言わないかんのか、これを日本語で書けば防災行動計画というんだそうでございますけど、こっちのほうがよくわかるんですけども、やっぱりタイムラインというのが表に出ています。これは2021年度、平成33年度までに自治体が策定しなければならないということになっておるわけです。そして、今年度、2018年度時点では、これを策定済みという自治体は2自治体にすぎない。本年度中に10自治体が予定をしておるということでございますが、このタイムラインという計画策定の中に、広川町がどのように位置づけられておる、広川町もこの中に含まれておるはずですけども、どのような位置づけになっておるか、そして、タイムライン策定に至る日程についてお示しをいただきたいと。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（井上新五）**

広川町でのこのタイムライン策定につきましては、県が水位周知河川として指定おります河川が対象となります。広川町では河川広川のみがこのタイムラインの策定の対象となっている状況です。

今後のタイムラインの策定につきましては、現在、町長答弁でもありましたように、案を作成しております。今後の地域との意見交換の中でこのタイムライン計画、タイムラインについての内容をやはり周知をして、この中では住民の方が行っていただく行動というものも盛り込みますので、やはりこの分を住民の方へ周知して、実効性のある行動計画というのを今年度策定していく計画としております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

案はできておると、それを今度は、いわゆる関係行政区あたりとの協議啓発に入ることによってございますが、そうなってくると、いつこの策定が完了するということですか、策定ができるということですか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

この行動計画につきましては市町村が策定する計画となりますので、県や国等への報告義務はありません。そのため、今年度9月より各地域のほうを回りまして、今年度中に町として計画を策定する流れになります。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

やっぱりこういう計画は2021年度までに、平成33年度までにやればいいということにはなっておりますけれども、やっぱり災害というのは、いつどこでどのようなことが発生するかわかりません。やっぱり備えあれば憂いなし、まさに早目早目にこういう取り組みを済ませておくということは絶対効果があると思いますので、よろしくその点をお願いします。

次に、西日本豪雨の際の問題点でございますけれども、幾つか私のところにも耳に入りましたというか聞こえてきました。1つは、ある行政区で地元の公民館に避難されてきた人があったと。ところが、そこではその地区の役員さんかなんかでしょう、指示が出た段階だったと思うんですね、避難所は上広川小学校になっておりますので、そちらに行ってくださいということと言われて、本人さんは自動車だったそうですけれども、自分で上広小のほうに行かれたそうです。そこで、やはりここで問題なのは、地域の公民館、行政区の公民館というものの位置づけ、これがどうなっておるのか。確かに水防計画と地域防災計画等でも地域公民館は自主避難の一番身近なところということで位置づけられておるはずであります。ところが、その行政区では公民館はあけられなかった、公民館はあけないということになったと。なぜあけなかったかというと、役場に問い合わせた、そしたら、その電話でだったそうですけれども、そこでの答えは、自主判断をお願いしますということだったと。それで、そんな、あけんでもよかとの言うたら、自主判断をお願いしますということだったので、あけなかったということらしいんです。

それで、これは同じ私の住む一條区にしても、やはり一番身近なところ、必ずしも自動車を運転して自分で避難できる人ばかりとは限りません。やっぱり中には車椅子を必要とする方もあるかもしれません。俗に避難弱者と言われるような立場の人もあるかもしれません。そういう人たちがまず一番寄りつきやすいところというのは地域の公民館だと思うんですね。だからこそ、自主避難の第一義にそういう地域の公民館が位置づけられておるんだろうと思うんです。ですけれども、そこに行ってみたらうちはあけないと、役場に聞いたら自主判断でよかと言われたと、この辺の共通理解が一つ問題だったと思うんですね。

それから、もう一つは、今度は指定避難所になった上広川小学校に行ってみると、玄関は

真っ暗でどこから入ってよかかわからんやったということでございました。私も夜行ったことがありますので、聞くと、普通は正面玄関から夜は上がるようになっていないんだそうです。体育館のほうから何か入っていくということになっておるそうで、それがやっぱりみんなわかっていないわけですね。だから、玄関は真っ暗やったと。それから、誰も職員はその表に顔は出ていないと、出していないと、担当はですね。そういうことで、非常に最初トラブったということがありました。ところが、これはもう悪いそういう話ばかりじゃないですよ、いいこともありましたよ。もう既に避難されてきた時点では、上広川小学校の五ヶ村用水の水が押し上げておったと思うんですが、玄関前まで水が上がってきておったんだけど、そこをお年寄りかなんかだったと思うんですね、職員が背負って誘導してくれたと、非常にありがたかったというという話もございました。大変うれしいことです。

それで、1つは地域の公民館の位置づけ、それから、そういう避難所して指定されたところにやっぱりまだ受け入れ体制の時間が遅いと、遅かったということが一つあると。それから、地区公民館に避難した、まだそのときは勧告ぐらいの段階だったかもしれない。そして、そこに自主避難した。その後に避難された方も避難指示の区域の方だったとして、その場合にその後どのような連携をとって対応するのか、その辺が問題になってくると思うんですが、その辺いかがでございましょうか。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（井上新五）**

今回の7月豪雨時につきましては、やはり避難所の関係ということでいろいろな課題というのが見えてきております。そのため、まず行政区のほうにお願いしているのが、やはり遠くの避難所よりも近くの避難所ということで、地区の避難所は一人一人避難される状況等は違いますので、避難される方というのが申し出されましたら、地区の避難所をあけてくださいという形で話をさせていただいております。

また、今回の上広校区の指定避難所につきましては、やはり避難所開設の面、それと、運営面ということで問題がっております。施設の開設関係につきましては、この課題を受けまして避難の出入り口、こちらを変更しております。また、高齢者の方が使えるような障害者のトイレまでの確保、それと、夜間の照明の点灯等を改善しまして、避難所運営というのを7月末から再度行っているような状況となります。また、各地域の避難所開設の基準というのやはり地域ごとに違いますので、一律の基準というの設けておりませんが、今後の地域との意見交換会のときにその地域の基準というものをそれぞれの地域で検討をしていきたいというふうに現在考えているところです。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

よくわかりました。すぐ対策は講じられたということでございますので、一安心でございます。問題は地区公民館ですけれども、今、課長が答弁された話の中では、要請があったらあけるという話でしたが、本来、警報が出た段階ぐらいでは、まず基本的に地区の公民館はあけてもらう。避難者がいないかもしれませんが。空振りはいいことです。地区公民館は

いつでも避難者があった場合には受け入れられる体制を、警報が出た段階では、やっぱり基準ぐらいは何か必要でしょうけれども、どの段階かでその地区公民館をあけることを一斉に要請をすとか、ふだんからそういうふうな話は区長会等を通じて周知しておくとか、そういうことが必要じゃないかなと思うんですよ。それで、やっぱり誰かが避難した、行ってみたら誰もいない、鍵もかかっておる。それで、役員さんもまだ間に合うとらん。そういう段階で非常に避難された方は迷うと思うんですね。だから、大変でしょうけれども、役員さん方は地区の公民館は警報が出た段階ぐらいでは一応待機をしてもらう、そういうふうなお願いができれば、非常に住民としては安心できるんじゃないかなというふうに思います。

それから、やっぱり災害弱者と言われるような立場の人たちをまず収容するというか、避難させるのは、一番身近な地区公民館だと思うんですよ。そこにやっぱり対応するし、例えば、一條の場合でもリヤカー等も用意していますが、そういうものも公民館にしかないんですよね。だから、やっぱり地区公民館を一番最初の足がかりにするというのは、当然、自然の成り行きとしてもそうなるだろうと思うんです。ですから、その辺のことについてもう少し所管課で検討いただいて、区長会等で共通理解、周知を図っていただきたいと思うんです。

それで、そういうことをもう少し水防計画等でも地区公民館の位置づけについてももう少し明確にされてはどうかということをご提案しておきたいとします。

それから、今、水防計画書、地域防災計画は区長さんたちには全部配ってあるのでしょうか。それから、水防計画は当然、区長さんたちにも配ってあると思うんですが、地域防災計画はとりあえずとして、水防計画については区長さんだけでなくして地区にはそれぞれ5役ぐらいいます。その地区役員さん5人ずつぐらいにはやっぱり配付できるようなことをお考えいただくことはできませんか。そうすると、非常に本人さんたちの意識づけが高まると思うんですね。その辺いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

地域防災計画につきましては、各行政区長さんに1部ずつ配付をしております。また、毎年修正や変更等を見直す水防計画等につきましては、区長さんをはじめ民生委員さん、消防関係の部署、それと、町と協定を結んでいる事業所、小・中学校等にも配付をしておりますが、地域のほうにはやはり1部しか配付をしておりませんので、今後の避難所運営等も考えまして、区長さん、民生委員さんを含めた5部程度を配付していきたいとします。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

よろしくお願ひします。この防災計画というのは毎年見直しを図るというようなことになっておりますが、本当に毎年見直しを図らないかん、国も県も。今まさにその真っ最中で次々と大きな災害が国レベルで起きておるわけで、これでいいという防災計画は本当はないだろうと思うんです。今までは想定外という言葉がよく使われましたけれども、想定外も想定せにゃいかんというように言われてきたわけですから、本当にこれでいいという防災計画というのはなかなかつくりえないと思うんですが、やはり今回の反省を次の教訓に生かす、そ

れしかなかと思うんですね。それができれば私はちゃんと責任は果たせていこうと思うんです。その点について、今いろいろ御答弁いただきました。改善の方向で考えていただくということもお示しいたきましたので、期待しておきたいと思います。

次に移ります。

長期休職の問題と絡めて人事管理になりますが、本年の3月ごろには五、六人いたというようなことも聞いていますが、その実態はいかがなものでございましょう。それと、現状はいかがなものでございますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

先ほど町長の答弁にもありましたように、平成29年度3名休職者がおりましたけれども、平成30年度の9月現在におきましては、1名となっております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

その五、六人いたという中から退職者もあったわけでしょう。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

29年度末に1名退職はしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

人数が今1人ということで、これもいいことなんですけれども、ただし1人脱落というか退職をしたということでございます。やっぱり長期休職に入る職員が発生した場合、やっぱりほかの緊急な対応というのはなかなかとれないので、残った所管課のメンバーでその分までカバーしなければならないということで、事務量等も増大していくことはもう当然であります。ですが、やっぱり要はそういう職員を生じさせないような職場環境、これは職場環境だけじゃないと思うんですが、本人の資質等にも大いにかかわってくるところでございますが、どうもいろいろ話を聞いておると、係長ぐらいの立場になってくるとそういう問題が顕在化してくるというようなことですが、やっぱりそうですか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

29年度については、係長ではなくて下クラスの職員でした。30年度の1名については係長でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

要するに、非常に能力のある職員、さばけるばいというような職員でも、やっぱり責任のある立場に立たされたときに、いろいろ問題が顕在化してくるということのようでございます。それで当然、健康管理等についてもいろいろな手を打ってあるようでございますが、いわゆる体力的な身体的なものよりもメンタル的な問題がやっぱり多いんじゃないかなと思うんですが、その辺の実情はどうでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

昨年と今年度の休職者については、やっぱりメンタル的なものの休職となっております。以上です。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

そのメンタル的な問題がストレスチェック等で明らかになってくると、見えてきたということで、やっぱり後の指導というかフォローが一番大切だろうと思うんですね。その辺については、ところが個人プライバシー的な問題も絡んでくるようございますが、なかなかそれを具体的に指導、指示がやりにくいというようなことですが、具体的に何かそういう面で、その後のそういう人たちのフォローについてはどのような取り組みになっていますか。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

ストレスチェックで高ストレス者というのが把握できます。その方たちには実施事務従事者というのが町の職員におりますので、その職員から臨床心理士に面談をしてくださいというような勧奨はやっております。そういうことぐらいしか職員からは指導というか、そういうものができません。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

そこでしょうね。民間会社ならば、それがある程度職制の中でかなり強くできるのかもしれないけれども、特に役場なんかはそれがなかなかできにくいところはあるのかなと。民間と公務員の官庁の違いかなと思ったりするんですが、やっぱりそこができれば本人がなかなか改善できにくいというように私たちは危惧するわけです。それならば、やっぱり定期的に産業医、あるいは町長が言われたように産業医、あるいは診療内科医等によるフォローというのを義務づけるということはできないならば、それに準ずるぐらいの経過の指導というのはできないんですか。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

やはり心の問題というのは自分が自覚して病院に行ったりしないと、私たちのほうから行きなさいというのは言えませんので、その辺が一番ちょっとなかなか指導する上でできないというところがあります。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

わかるんですよ。わかるけど、これを今度は外から町民目線で見ると、そこがなかなか理解できないんですね。役場の外から町民目線で見ると、なかなかそこは理解できないと思うわけです。それで、やっぱり問題はそういうメンタル的な問題を生じさせない人事管理、そういうことに尽きてくるだろうと思うんですよ。そこで、これも話を聞くところでは、やっぱり最近の職員採用試験あたりにも一因があるのかなと。最近の公務員採用試験等は、なかなか専門学校等で行った人が多いように聞くんですが、そういう中で、そういう場所から受験された方というのが問題になってくると、そういうことも聞くんです。これは聞いた話ですから、私が確認できるわけでありませんが、その辺のこともございますか。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

採用試験の話なんですけれども、広川町においては採用試験については人物重視ということで1次試験から面接を行っておりますので、3回面接を行います。その中で受験者の人物なりそういうところを十分面接でやっているということはありますけれども、ちょっとその専門学校だからというのはないかと思えます。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

やっぱり役場の業務が支障なく順調に、本当、職員定数も精鋭主義でやっておるわけで、どこかに欠員が生じたら大変なことになるわけですから、そして、さらにこれから先は、いわゆる長時間労働等の問題も絡んでくる、働き方改革、そういうことが声高く叫ばれておる現在ですから、非常にその辺がまた大変になっていくだろうと、そういうことを私は懸念するわけですね。ですから、やっぱりそういうメンタル的な問題を持つ職員が発生しないように、生じないように、日ごろの取り組みが必要だと思うんです。それは何か、そのためにはこういうことをやっているというのはございますか。

**○議長（野村泰也）**

副町長。

**○副町長（飯田潤一郎）**

このメンタルヘルスとは直接関係ございませんけれども、今、佐々木議員が御指摘のあったような、職場にどういう問題を一人一人の職員が感じておるのか、あるいは広川町役場全体の中で、自分のしている仕事に対してどういう考え方を持っているのかはぜひとも把握したいということで、最近、毎年、職員一人一人に非常に幅広い設問でアンケートをとって

ます。そのアンケートと先ほど町長のほうから、あるいは政策調整課長のほうからありましたようなストレスチェックの結果、そういうものを重ね合わせながら、どうしたら風通しのいい職場といたしますか、自由に意見を述べて自分一人で抱え込まないと、そういった、さらには人事評価ですね、そういうものを複数手法を持って一人一人の職員の問題といたしますか、あるいは係の問題、課の問題、そういうものを見つけ出して対策を講じると。繰り返しますが、ストレスチェック、一人一人のアンケート、それと人事評価、そういう手法を通じて、できるだけ多くの視点から職場の問題、個人の問題を把握するというふうなことを現在努めているところですし、さらにそれを細かいところまでやっていけたらというふうに思っています。

それと、もう一つ、今ストレスチェックを義務づけられてやっておりますけれども、その前の段階では心の病気というのはどういうものか、一人一人にやっぱり正確に把握してもらって、まず自分で気づくと、あるいは自分なりの対応を図るという基礎知識は必要だということで、それまでは研修会も行ってきております。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

わかりました。よろしくその辺の御指導をお願いしたいと思います。

教育委員会のほうに移りますが、これは同じようなことで教職員の場合は、何かこれは上から研修所に行くとか、そういう指示が出るんですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

その研修所に行くというのは、このメンタルヘルス関係でということですかね。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

一応メンタルヘルスでなければならないでいいです。教科指導等での問題はあると思うので、それがなければならないでいいです。その辺どっちか聞かせてください。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

特別これに特化したものという研修はないということです。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

教育委員会の関係では、これは図書館の職員がたしか退職しましたよね。そのときに、教育委員会のほうから正規の職員が応援に入りましたよね。そうでしょう。そいけん、そういうことでもやっぱりこっちの教育委員会の事務局のほうは人手を割かれたわけですよね。それで、図書館は嘱託職員だったのかどうかはよくわかりませんが、どのような状況で退職し



たんですか。そして、今はどげんなっていますか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

図書館職員に関しましては、一般職、非常勤職員として対応しております。3月が任期ということになっておりました。採用試験を行いまして、その採用職員が1人不足していたところなんです。その間、臨時職員で対応しております。この臨時職員も期限が来まして次の職員をといるときに、次の職員が現在は決まっておりますけれども、一月間ですね、8月いっぱいだけを臨時的に町の職員を所管のほうに配置しております。その際には係を超えて協力をしていくようにということで、それぞれの教育委員会事務局内での係の協力を得ているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

何度も言うようですが、どこかに問題が生じると、それを全部でフォローせにやいかんと、それは当然のことでありながら大変なことなんですね。だから、本来自分の仕事以外にそういうこともカバーしていかないかんとということで、労働量、事務量等がふえてくるのは言うまでもないことですが、そういうことを町長部局、教育庁委員会部局含めてやはり生じないように、そのためには本当に今聞いていると大変なことではあります。大変なことではありますし、やっぱり以前のように上から指示とか、命令とか、そういうことで単に処理できないような状況も現在はなってきたので、ちょっと強く言えばパラハラとかなんとかそういう問題にもなりかねないので、非常に人事管理が難しくなってきたと思うんですが、要はやっぱり広川町の行政を執行する中で重要な部分部分を担う職員さんたちですから、やっぱりそういう問題が生じないように、欠員が生じないように日ごろの人事管理を徹底していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。10分間休憩をとります。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番原野利男君の登壇を求めます。

○6番（原野利男）

6番原野利男です。通告に従って一般質問を行います。

まず初めに、防災対策についてお尋ねします。

防災・減災の考え方に基づけば、構造物に頼る防御から逃げることを基本とする防災教育の徹底やハザードマップの整備など、ソフト面の対策を重視せねばならないと政府の復興構想会議では提言しているところであります。また、最近のたび重なる豪雨水害に対し、町と

して迅速な対応により被害の軽減に努められ、広川町長をはじめ防災機関の方々の御苦勞に対し、厚く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

災害対応策については、いろいろな点で課題もあります。今回の7月6日豪雨災害に対して町の避難指示の発令を行いました。災害情報伝達について住民に十分周知できたのか、また、このようなことを含め、広川町においては各行政区における自主防災組織の育成、推進を今後さらに図っていかれるのか、お尋ねします。

次に、治山治水対策についてお尋ねします。

治山治水対策については自然災害と深く関連するものであり、豪雨災害で生じた土砂崩れによる山腹崩壊をはじめ、深層崩壊で生じた土砂ダム等による被害が発生し、とうとい人命が失われるものであります。

そのような中、広川町民に水と緑の恵みをもたらす、広川の上流域に位置する東部地区においては災害危険地域が数多く点在しており、最も水害による影響を及ぼすおそれのある地域と言っても過言ではありません。人命、財産の安全を確保する上からも、また、中山間地の持つ水源涵養、土砂流出防止、土砂崩壊防止等の公益的機能の確保という観点からも、治山治水事業をより一層充実させる必要があると考えますが、広川町として治山治水対策についてどのような取り組みをなされているのか、また、城ノ尾谷の砂防ダム工事の進捗状況についてお尋ねします。

あとは質問席で行いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

原野議員の質問の中の災害対策についての答えでございます。

西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水被害、土砂災害が発生した平成30年7月豪雨では、11府県に大雨特別警報が発表され、広川町でも7月6日19時10分に大雨特別警報が発表されました。その間、町では平成26年度に定めた避難勧告等発令基準に基づき、町内全域に避難準備、高齢者等避難開始の発令、土砂災害警戒区域や河川広川流域への避難勧告、避難指示を発令し、全行政区長への連絡をはじめ、町防災行政無線や、県、町のシステムによるメール配信、報道機関への連絡を行っております。

今回の豪雨では、河川、道路等の被害はあったものの人的被害はありませんでした。これも多くの地域自主防災組織による住民への避難情報伝達や避難行動要支援者への支援など、地域で地域住民を支えていただいたおかげだと深く感謝をしているところです。

ただ、町避難所開設や運営機能、一部の自主防災組織の機能が十分でなかったとの反省点があります。この点につきましては、早急な改善と今後実施する地域との意見交換会の中で自主防災組織のあり方を再度協議していきたいと考えております。

次に、治山治水対策についての質問のお答えでございます。

近年、集中豪雨による豪雨災害が毎年のように全国各地で発生しており、住民の暮らしに大きな影響を与えております。このため、県では砂防法に基づく砂防指定地を設けるなど、住民が安全で安心して生活できるための対策を行っております。

水原地区の城ノ尾谷における砂防指定は平成26年2月に指定されており、事業計画が進められております。平成27年度に測量調査、境界立会を実施し、28年度に用地買収を完了して

おります。平成29年度、工事に着手し、今年度は砂防堰堤の本体工事が発注されております。県の予定では、安全・安心な地域づくりのため、平成32年度の完成を目指して事業の進捗に当たっておられます。

また、ため池が持つ機能としましては、農業用水の貯水機能と大雨時の洪水被害防止の機能をあわせ持つ農業と町民の生命と財産を守る重要な施設であり、町内にあるため池の大雨時の水量調整と適正な維持管理につきまして、毎年、農政区長を通じて水利管理者の方々へお願いしているところでございます。

しかし、山間部にあるため池につきましては、水利管理者の高齢化や受益者の減少により、ため池の除草作業や漏水等の点検について苦慮されながらも、ため池管理に努めておられますことを承知しております。

町としましては、老朽化や管理がしにくいため池の維持管理のために、県の補助事業等を有効に活用して、治水機能と大雨時の防災機能の充実を図り、農業用水の安定的な供給と大雨時の災害に対応し得るため池整備をしているところであります。

今後、管理者が減少して維持管理が困難なため池につきましては、地域住民の生活にも影響する大切な施設でもありますので、集落内で十分協議の上、適正な維持管理に努めていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（野村泰也）**

6 番原野利男君。

**○6番（原野利男）**

今回の豪雨災害では、八女消防署広川分署に設けている雨量計で、7月6日、1日に242.5ミリ観測しています。時間雨量として一番多かったのが20時から21時までの間で45.5ミリ、7年前の豪雨災害に比べるとかなり量は少なくなっております。

ちょうど21時ごろでしたけど、1分団の詰所の横の広川が、県道まであと30センチぐらいのところまで水位が上がりました。7年前のときは県道に上がりました。30分か1時間ぐらい県道が不通になりました。そういう状況です。そして今回は、20時ごろだったと思いますが、上流の方から大きな杉が倒れて河川に流れておるというふうな通報がありました。それで、詰所の横で確認してありましたら、30分ぐらいして大きな大木が2本流れてきました。1本は鬼ノ淵橋の橋桁にひっかかりましたが、もう一本はその次の高山橋にひっかかりました。これが雨が大体おさまった時期に流れてきたからよかったと私は思いますが、そのとき1分団長にちょっと話をしたら、すぐ詰所にある消防車とか、そういうやつの移動を始めました。もし水位が上がって通行できなくなると大変だということですね。そういう判断をしておりました。なかなか立派な判断でした。

そういうふうな状況の中で、私は消防団のそういう情報伝達をうまくやっているなというふうに思っておりますが、今回そういうふうな伝達、住民に対して防災無線とか、いろんな形で行われたと思っておりますが、その伝達が十分だったかどうか、どう思われているのか、お尋ねします。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（井上新五）**

今回の豪雨に対します情報伝達につきましては、全行政区長への連絡をはじめ報道機関への連絡、また、無線や町によるメール発信等を行っております。この情報に基づきまして、報道機関のほうではテレビやラジオ、こちらなどで防災・気象情報や避難情報、避難の呼びかけ等を行っていただいているという状況です。

また、行政区によって対応等はちょっと違いますが、行政区長や民生委員をはじめまして、自主防災組織を活用し、ひとり暮らしや高齢者の方への声かけ、避難の呼びかけを行っているような状況となります。

町内では、避難の呼びかけにつきましては、29行政区のほうで実施をさせていただいておりますし、土砂災害警戒区域外や近くに大きな河川がない行政区については、巡視のほうをさせていただいているという状況となっております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

6番原野利男君。

**○6番（原野利男）**

今回の大雨のとき、防災無線が聞き取れないというところが多分あります。私の家も防災無線の受信機を家の中に置いております。全然入りませんでした。ふだんは入ったり入らなかったりしますが、今回の大雨のときは全然入りませんでした。それで、その防災無線に頼ってある方も実際おられるわけです。メール配信とか、いろいろされていますけどですね。そういうふうな難聴地域には、今後、災害情報はどのようなふうな方法で伝達されるのか、お尋ねします。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（井上新五）**

今回、防災行政無線が聞き取りにくい地域に限らず、町のほうでは行政区長への連絡をはじめ報道機関への連絡を通じて、テレビやラジオ、住民の方が目にされるものを使って情報を伝達しております。また、広川町消防団、町職員を活用して避難の呼びかけ、放送等を今回は行った状況となります。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

6番原野利男君。

**○6番（原野利男）**

今回、2回目かもわかりませんが、避難指示がありました。私は避難指示の意味はよくわかっておりますので、家族をすぐ避難させましたが、ほとんどの方が避難指示があっても、鬼ノ淵の場合を申し上げますと、鬼ノ淵というところは広川町で一番危険なところなんです。水害もあるし、山崩れも起きるようなところなんです。そういうところの方が、今回は割と、二、三十人ぐらいは上広川小学校に避難されましたが、ほとんどの方が大丈夫というふうな認識。私は消防団の方にもお願いして、大丈夫だろうけど、そう思われているけど、なるべく理解をさせていただいて避難するような指導をしてくださいますよという話をしましたが、鬼ノ淵の住民のほとんどの方が、大丈夫、今まで水が上がったことはないとか、土砂崩れはしませんよというふうな考え方なんです。

だから、そこをどうにか考え方を考えていただかんといかんとですけど、そういうふうな住民に対する意識、行動が、今度、全般的に避難指示を出されて変わったかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

今回の豪雨につきましては、土砂災害警戒区域、それと県営河川の広川流域に避難指示（緊急）を発令いたしました。この発令によって、避難者につきましては、町の避難所と、あと地区の自主避難所に91世帯、161名の方が避難されましたが、全国的、または福岡県域で見ても、避難指示が発令されても避難を行う方というのは全体的に少ないという状況です。意識を変えていく取り組みというのが、今後、町のほうとしても必要になってくるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

6番原野利男君。

○6番（原野利男）

避難指示の伝達ができなかった方には今後何らかの方法で伝達をされると思いますが、中には、近隣の市にあるようなFMラジオを通じてというふうな方法もあると思いますが、町としては何か新たな方法を考えてあるのか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

防災情報の伝達につきましては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせて住民の方に伝達する必要があると考えております。

そのため、まずは地域の防災訓練や広報等で登録の呼びかけをしております情報配信メールの登録を住民の方にはしていただきたいと考えております。このサービスでは、携帯端末機器へのメール配信以外にも、御自宅の電話や持ってあるファクス等に情報を送ることができますので、まずはこの情報を受け取っていただければと考えております。

また、今回の避難状況を見てみますと、テレビや町からの情報よりも、人から人への情報、人的な避難の呼びかけによって避難をされたという共助の力が大きく働いております。この点に着目しまして、今後の意見交換会の中で連絡体制の強化、確立、こういったものを地域と話し合っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

6番原野利男君。

○6番（原野利男）

先ほど佐々木議員も質問されましたけど、今回、上広川小学校に避難された方が多くありました。先ほどちょっと話が出ましたが、正直言って、行ってどうしたらいいかわからないというふうな方が多かったです。そのことも一つの課題だと思っておりますが、先ほど第1次的には公民館に避難をとという話もされておりますが、その地域によって違うと思います。

鬼ノ瀧の場合は公民館が一番危険な場所にあるわけですね、谷川に沿ってありますから。そういうところをですね、一時的にというふうなことにはならないと思いますので、地域によって公民館の避難場所というのは考え方を考えていかなければいけないと思っております。

避難箇所の対応について、先ほどちょっと話をされましたが、今後どういう対応をされるのか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

町の避難所開設につきましては、上広川小学校の設備の改善ということで、先ほど言いました避難所の出入り口の確保や障害者トイレの確保、また、照明等をつけて、いつでもここは避難所であるというような形で避難者目線での避難所開設というのを行っております。

また、避難所運営職員についても、避難所の立場を十分に理解し、みずからの言動によって不安を与えたり誤解を招くことがないように指導をしている状況となります。この分につきましては、7月豪雨以降に避難所を開設しました台風のときの避難所運営より実施をしている状況です。

以上です。

○議長（野村泰也）

6番原野利男君。

○6番（原野利男）

今後、想定外の災害が起きると思います。各行政区の自主防災組織を通じて、さらに育成を図っていただきたいと思っております。

次に、治山治水対策についてお尋ねします。

最近、大雨で生じた山崩れによる土砂災害が至るところで発生しています。東部地区も城ノ尾谷のところに砂防ダムを設けていただいておりますが、現在どういう状況で工事を進められておられるのか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

城ノ尾の砂防ダムの進捗状況でありますけれども、先ほど町長答弁にもありましたとおり、昨年度、工事を着手しております。

工事につきましては、吉常逆瀬谷線の町道のほうから仮設道路を入れる工事からスタートしております。仮設道路につきましては、延長180メートルの4メートルの道路で改良をしてきておりまして、今年度、砂防堰堤の本体工事に着手しております。

さらに、地元の区から一番要望が強かった下流の水路工事につきましてはですが、ここにつきましても、県道の上流50メートル程度となりますけど、ちょっとこの区間が住宅地が密集しておりますので、一気にちょっと進めるということは難しいということで、50メートルということですが、その工事について発注を予定しているということを伺っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

6 番原野利男君。

**○6番（原野利男）**

今、一番関心のあるのは、砂防ダムの下流の——今答弁ありましたように、広川までの谷川の整備ですね、そこが地元民としては一番要望しているわけですが、ダムと並行しながら作業を進めておられると思いますが、なるべく地元から要望された分を優先的にしていただきたいと地元町民としてはお願いしているところです。

それから、山間部にはため池がたくさんあります。このため池の管理が、先ほど答弁にありましたように、なかなかできていないのが現状です。高齢化、受益者が減った、そういうふうな条件ですね。草切りもできていないというところもあります。今後そのため池が決壊して、防災的に危険な地域もあると思います。だから、そういうふうなところをどういうふうに考えておられるのか、また、そういうことを修理していく上で何か補助事業があるのかどうか、お尋ねします。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（熊添 博）**

今の御質問でございますけれども、県のほうの補助事業に農村環境整備事業という事業がございます。そのメニューの中に、ため池整備というメニューがございます。採択基準としましては、小規模なため池の堤防の補修とか、取水施設の改修、そういうふうな事業を行えるというふうになっております。これにつきましては、総事業費が500千円以上というふうになっておりまして、補助率は県が50%以内、あと町と受益者で負担する受益者負担は5%というふうな事業がございます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

6 番原野利男君。

**○6番（原野利男）**

防災面の管理については、町とため池の関係者と協議しながら安全を確保していただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（野村泰也）**

次に、1 番中尾千枝君の登壇を求めます。

**○1番（中尾千枝）**

1 番中尾千枝でございます。本日は、さきに通告いたしました本町の社会教育についてと、外国語教育について、歯科検診事業とフッ化物洗口の導入についての3項目を御質問させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

まずは、1点目の社会教育に関する質問です。

9月の広報を拝見いたしましたところ、各小学校、中学校ともに全国学力・学習状況調査では全ての校区で学力が全国平均を上回り、日ごろの先生方の指導が効果的にあらわれる結果となっております。しかしながら、現代社会の変容の速さから、今後はさまざまな問題や課題にみずから取り組み、解決する能力が求められます。

福岡県学校教育振興プランにもあるように、知・徳・体とバランスのよい生徒の育成だけ

でなく、将来を展望する力、つまり、社会関係力や人間としての総合的な力を育てることが今後必要になってまいります。

身体能力知能や論理数学的な知能、言語的知能など、全ての学校の学習で育成できる分野の成長を促すのは人間的知能によるものであるということが近年の研究によってわかってまいりましたが、それによりますと、人間らしさや協調性を学ぶことで人間的知能が発達していくようです。つまり、地域活動やボランティア活動などの社会教育を通じて生徒・児童の人間力をつけさせるということが学習の効果を上げることに繋がってまいります。

よって、本町における社会教育の現状はどのようなものであるか、コミュニティ・スクールの課題はあるのか、もしあるならその対策はどのように考えられているのか、そして、以前、一般質問もされてあったことではございますが、教育委員会と社会教育委員の連携はとれているのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

そして2点目は、外国語教育についての質問です。

本年度4月から、小学校3、4年生は外国語活動の時間、5、6年生は外国語という教科が本格的に始動をしております。3カ月間の授業を通して、現在の問題点など、はっきりしてきた点があるのではないかと思います。よって、4月から現在までの問題点はどのようなものであるか、また、その対策はどのように考えられているのか。

各自治体でデジタル教科書やICTなどの設備をうまく利用して学習効果を上げている地域と、そうでない地域がはっきりしてきたように思いますが、本町での使用環境はどのようなものであるのか。

また、本町では、授業時間数が現時点では50時間だったように思われますが、文科省指定の70時間を次年度から実施するに当たりどのような対策がなされるのか、具体的に何か案がございましたら教えてください。

最後に、歯科検診事業とフッ化物洗口の導入についての質問です。

本町でも昨年度から歯科検診事業をお取り組みいただいておりますが、受診率がまだまだ少なく認知度が少ないのではないかと考えております。

歯周病は多くの疾病の慢性化や重症化の原因であり、心疾患、脳疾患、メタボリックシンドローム、認知症、胃がん、糖尿病など、いずれも長期的に多大な医科診療医療費がかかってしまう疾病を引き起こします。歯周病をコントロールすることが、私たちの生活の質を高め、長期的に見て医療費削減につながってまいります。

近年では、入院をすると必ず口腔ケアのチェックをされますし、歯周病が術後の血栓をつくる原因となっていることも明らかにされています。よって、しっかり周知をしていただきたいのですが、歯科節目検診の昨年度から現時点までの受診率はどうか、また、その周知についてどのような方法がなされているか、お尋ねをしたいと思います。

また、2年ほど前にこちらも一般質問をさせていただきましたが、学校でのフッ化物洗口導入についての検討についてでございます。

福岡県では、平成26年度に福岡県歯科口腔保健推進計画や福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例が策定され、福岡県の各市町村の教育委員会や保健担当課などに、フッ化物洗口・塗布を子供の虫歯予防として勧めております。本町でもフッ化物洗口を啓発し、ぜひとも小学校でも普及、実施をしていただきたいのですが、その後、もし検討されたのであれば、その結果等をお知らせいただきたいと思っております。



以上3点の御質問でございます。あとは質問席にてお尋ねをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

中尾議員の質問でございますけれども、主に教育委員会への質問が多いと思いますが、その中で、私への質問の中の歯科検診事業についてお答えをいたしたいと思っております。

歯、口腔の健康は、食べ物をかむだけでなく口から食べる喜びや話す楽しみなど、生活の質を保つ上で大切な要素です。また、歯周病は糖尿病や循環器疾患などとの関連性が報告されています。住民アンケート調査では、歯科検診を年間1回以上受けている人が約43%となっていますが、若い世代ほど受診率が低い傾向にあります。

このことにより、町では歯周病節目検診を、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、50歳、60歳、70歳で実施しています。町が行っております歯周病節目検診の平成29年度受診率は4.9%、30年度7月現在では2.8%となっていますが、個人で定期的に受診している方の割合は不明であります。

歯周病節目検診の周知につきましては、ホームページ及び全戸配布のけんしんガイドブックに掲載しており、該当する年齢の方にチラシ及び受診券を個別に郵送して受診勧奨を行っているところでございます。

私への質問については以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

中尾議員御質問のうち、社会教育の現状についてお答えいたします。

昨年度実施した社会教育関係の事業は、夏休みのきらめき学習、子ども会リーダー研修、通学合宿、土曜教室のほか、さまざまな体験事業がございます。分館長さんや地域の方々の協力、支援を受け、数多く実施しております。

また、社会教育委員の活動としましては、広川町社会教育委員の会を年2回開催しており、八女地区社会教育委員連絡協議会及び筑後地区社会教育委員研修会等の事業にも参加しております。

次に、コミュニティ・スクールに関しての質問にお答えいたします。

コミュニティ・スクールとは、国が示しておりますとおり、学校を核として地域と家庭が協力して学校運営に携わる取り組みでございます。

本町においても、本年度から広川町学校運営協議会を設置いたしました。昨年度までの広川町教育力向上推進委員会、広川町子供の安全を守る協議会を含め、学校関係者評価委員会を中心にした組織をつくり、連携、協働して運営しております。

この協議会の委員には、地域の代表者はもちろん、社会教育委員の会からも参加していただいております。教育委員会とも連携の強化に努めております。今後とも、さらに学校、地域、家庭による連携を深めながら進めてまいります。

次に、外国語教育についてお答えいたします。

平成32年度の学習指導要領の改訂により、新たに小学校3、4年生へ外国語活動が、小学

校5、6年生へは教科として外国語科が導入されます。また、平成33年度からは中学校の外国語科（英語科）に関する授業内容も大きく変わります。

本年度は、小学校5、6年生は年間50単位時間、3、4年生は15単位時間授業を行っておりますが、新学習指導要領が全面実施されます平成32年度からは、小学校5、6年生は年間70単位時間、3、4年生は年間35単位時間の授業を行うこととなります。これに加え、本町では独自に低学年の1、2年生から英語に親しむ授業を年間10時間実施しております。

本町では、平成29年度から外国語活動指導主事を配置して、ALTに頼りきりにならず、担任だけで英語の授業が行えるよう担任の指導力を高める指導を行っております。

デジタル教科書につきましては、現在、全小・中学校で使用しております。電子黒板を使つての授業も積極的に行っており、学習環境の整備、充実に努めております。

来年度は小学校の移行期間の最終年度となります。現在、2年後の完全実施を目指し、授業時数の確保、内容の充実に向けて主幹教諭を中心として検討を重ねております。

次に、学校でのフッ化物洗口の導入についてお答えいたします。

各小学校では以前から虫歯予防に関する保健指導を行っており、毎日給食後、ぶくぶくうがいをしたり歯磨きを行ったりしております。また、歯磨きの普及に向けて保健委員会による歯磨き調べ等を定期的に行っております。

現状では学校においてフッ化物洗口を一律に実施することは難しく、保護者の判断のもと、歯科医師等の専門家による指導を受けた上で家庭での取り組みが望ましいと考えております。学校においてのフッ化物洗口につきましては、今のところ本町での導入は考えておりません。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

1 番中尾千枝君。

**○1 番（中尾千枝）**

まずは、社会教育についてのお尋ねをしたいと思います。

さまざまな社会教育の分野があると思いますが、地域活動の推進に関して特にお尋ねをしたいと思います。

区の行事にどれぐらいの生徒が参加しているか、積極的にボランティアをしているかというのは把握をされているのでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）**

地域のボランティアに関してですけれども、地域の祭り等、そういうものについては、ほとんどの行政区、祭り等を行われておりますけれども、その中には、子ども会、少年団、参加をしているというふう聞いております。特に子ども会のほうが積極的に参加をしているようです。

それから、全国学力・学習状況調査の質問紙の中で、今住んでいる地域の行事に参加していますか、地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますかという問いがありました。

これを見ますと、広川町におきましては、全国、もちろん福岡県も含めてですけれども、両方ともかなり上回った状況となっております。それで、ほとんどの分館におきまして

は、子供たちの参加が報告されておりますけれども、人数までは詳しく把握してはおりません。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1 番（中尾千枝）

私もちょっと広報のほうを拝見いたしまして、かなり高い数字のパーセンテージで参加をしているんだなというのがよくわかったんですけども、その中で、各行事に積極的に参加をする子というのは、一人が何度も地域活動に参加をしている形というのがわかりやすいと思うんですが、苦手な子、消極的な子というの中にはいると思うんですけども、そのような子に対して参加を促されたりとかいうことはあるんでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

各分館での事業に関しましては、それぞれの子ども会育成会連絡協議会でありましたり、少年団育成会連絡協議会でありましたり、そのような中で自主的な取り組みをされておりますので、声かけ等を行っていただいているというふうに聞いております。

それからまた、それぞれの会議の中でですけども、情報収集、情報交換に努めておりまして、他の分館の行事等、どういうものを行っているかというのも皆さんにわかるように一覧表にしてお渡しをしているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1 番（中尾千枝）

行事参加の際に、ほかの地区なんかでは地域貢献カードとかいうものを作成されているところもあって、生徒が参加をすると区長さんがラジオ体操のカードみたいに印鑑を押すとかいうような活動もされているということをお聞きしたりするんですが、小・中学生に役割を持たせて意欲を出させるような活動というのは本町にはあるんでしょうか。どの活動がそれに該当するか、もしわかられたら教えてください。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

特別そのようなカードをつくったり等はやっておりません。ただ、この社会貢献活動について数値が低いということであれば、そういうふうな取り組みも必要かというふうには考えておりますけれども、現在のところ、かなりの率で参加をしているということです。

ただ、中学生においては、地域活動をする際に部活動等でやっぱり参加できないというふうなことも伺っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1番（中尾千枝）

中学生は職場体験などインターンシップが既に取り入れられていて、既に効果的な取り組みというふうにされていますけれども、高校生や大学生などと一緒に学校インターンシップといったような、中・高・大学との連携というものは考えていらっしゃいますか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

現在、高校生におきましても、つい最近ですけれども、八女高校の生徒が図書館のほうに職場体験等に来ました。それと、八女工業の生徒につきましては、建設課等でも受け入れを行っているというふうに聞いております。

また、大学との連携ですけれども、夏休みに行っております学力向上講座ですけれども、これにつきまして、高校もそうです、福島高校でありましたり、八女高校の生徒、それから久留米工業大学、久留米大学のほうとも連携をとっておりますので、それぞれの高校、大学ともに協力をいただいているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

1番中尾千枝君。

○1番（中尾千枝）

自分の家族や学校の環境だけでなく、いろいろなところの地域の方々と知り合って、いろんな話をするということが、大切な経験となって生きてくことと思うので、ぜひそういう活動は続けていっていただきたいなと思うんですけれども、学校の先生方も日ごろ生徒がどのような活動に参加されているのかというのを知っておくべきだと思うんですけれども、先生と生徒が一緒になって参加されるような活動というのは何かあるのでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

先生と生徒が一緒になってというのは特別は聞いておりませんが、例えば広川まつりの際に、中学生がごみ拾い等、清掃活動を行っております。その状況というのは中学校のほうでも把握しているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

きらめき学習をしておりますが、きらめき学習は800名を超える小学生が参加したわけですが、この前段が学習でございます。なかなか地域の方の言うことを聞かず遊ぶ子も多いようでございまして、各小学校の教師が自主的に入ってっております。そういうことで、前半は教師が勉強についてちょっと見てあげると。

それから、通学合宿でも、必ず担当小学校の教師が顔を見せて、夕食づくりの様子を見たり、一緒に御飯を食べたりすることをしているようございまして、自主的な動きから随分、小・中学校の連携と地域の連携ができてきているのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1 番（中尾千枝）

よくわかりました。

次に、タウンスクール事業なんですけれども、子供の安全を守る協議会ですとか学校評価委員会、いろいろあるようなんですけれども、それぞれの問題や課題が出てきた際に、どのような方法で問題の共有というものをなさっていらっしゃるのでしょうか。ちょっとそのあたりの連携がどんなふうになっているのか、もう少し具体的に教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

昨年度までですけれども、タウンスクールという形で取り組みをしておりました。

今年度、先ほど教育長の答弁でもありましたけれども、学校運営協議会というものを立ち上げまして、この連携がうまくいくようにということで本年度から取り組みを行っているところです。これにつきましては、本年5月22日に学校教育説明会等を行いまして地域の方々にも報告をしているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1 番（中尾千枝）

よくわかりました。

昨年度、私も社会教育委員だったんですけれども、社会教育委員会の連携というのがですね、ほかの地域の方々のお話を聞きますと、全く接点がないというようなところも同じ筑後地区の中でお話をよくされてありました。

本町のほうでは、教育委員会のほうと社会教育委員さんが一緒になって会議等も入られているので、連携はよくとれているのではないかなと思います。きちんと学校側と社会教育委員の連携をとって、もし問題が上がってきた際でも、きちんと問題や課題の共有をしていただいて、よい学校の環境づくりというものを実現していただきたいと思います。

地域で子供を育てるとというのが、以前は当然だったように言われてきましたけれども、現代ではそういったことがなかなか難しい時代となってきています。地域を守るとか、伝統を守るとか、継承を守るという姿勢を大人のほうが見せることによって、広川町を愛する子供であったりとか、地域の人材を育てるということ、それが地方創生という観点からも有益なのではないかと思いますので、引き続き地域とのつながりのある学校づくりの推進というものをお願いいたします。

続いて、外国語教育に関する質問に移ります。

A L Tの先生の配置なんですけれども、やはり今のままでは全ての外国語の授業に配置をしていくということは、カリキュラム的に難しいのではないかというふうに思いますけれども、次年度から増員等の可能性は考えられますでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

広川町では独自の取り組みとしまして、昨年度から小学校における外国語活動、英語科の担当の指導主事を配置しておりまして、実際この英語の授業に関しましては、教科になりますけれども、これは担任が主として行うべきものであります。現在はALT 1名を配置しておりますけれども、今のところ、この1名でいこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1 番（中尾千枝）

わかりました。ALTの先生は補助的な役割ということでよくお話しされていることがわかります。

授業に入られるALTの先生との打ち合わせの時間ですね、担任の先生と授業をされるに当たって打ち合わせの時間がとれないというのは、ほかの地域の先生方との間でもよく問題点として挙げられるところなんですけれども、本町でも少しそういうところが昨年度見られたと思いますけれども、その点は今後どのようにされていくのでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

ALTの配置につきましては、基本的には2時限目以降での配置をお願いしております。その前の1限目の時間でそれぞれの打ち合わせ等を行ったり、それと、授業が終わった後で翌日等の打ち合わせですね、次回等の打ち合わせというふうなことで時間を設定しているところです。場合によっては1時限目から授業に入る場合もありますけれども、そういうところで時間をつくってやっているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1 番（中尾千枝）

ALTの先生によっては、授業が終わったらすぐ帰られるというようなこともよく聞きますし、多分、終わりはなかなか時間をとるのは厳しいこともあるかもしれないですけれども、できる限り次回の打ち合わせというものをとっていただきたいと思います。

あと、今後さらにコミュニケーション重視の授業ということになっていくと思うんですが、もともとコミュニケーションが苦手だとか、英語が嫌だという子も出てくると思います。そういった子たちの対応というのはどのようにされるか、考えていらっしゃいますか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

外国語で特化したもので考えますと、この外国語の評価基準等に、コミュニケーションへの関心・意欲・態度、それと外国語へのなれ親しみ、言語・文化に関する気づきというふう

なところで、こちらの評価基準というふうになっております。これを重視して、いろんな子供が外国語を通じてコミュニケーション能力が高まればいいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1 番（中尾千枝）

先ほどちょっと評価のお話も出たんですけども、どのような基準で評価基準というものを今年度されているんでしょうか。もう少し具体的に教えていただいてもよろしいですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

今年度は学習後に書いている振り返りノート、さらには子供たちの内面への気づきと学習中の観察を照らし合わせて、文章で評価するというので取り組みをしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1 番（中尾千枝）

読む、書くの指導が入ってきていると思うんですけども、そのあたりはどうされているんでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

32年度以降の取り組みとなりますけれども、1、2年生、3、4年生につきましては外国語活動ですので、こちらのほうは特に話す、聞く、そういうふうなことを重視、5、6年生に関しましては教科というふうになりますけれども、これについても徐々に取り組みをしていくということで現在は進めております。

以上です。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

予算いただきまして、町雇いの外国語活動担当指導主事を昨年から配置していただいておりますので、この指導主事が具体的な教材のつくり方、それから狙いの立て方、そして授業の展開の仕方、そういうことを全て細やかに指導しております。実際には、学校が始まりますと子供たちが学校に参りますので、時間がないこともありまして、夏期休業中はたくさんの教員が委員会に参りまして、または指導主事が出かけていきまして、授業の展開の仕方を細やかに指導しております。そういう意味で、広川町は非常に恵まれていると。やっとなんか担任の教師が、ああ自分たちがするんだという意識が高まってきたと言っておりますので、ありがたいこととございます。どうぞ来年度以降もこの指導主事を活用していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1 番（中尾千枝）

学校によって担任の先生の意識の差とか温度差というのではないのでしょうか。先生方は恐らくほとんどが積極的に取り組みを始められていると思うんですけども、中学校の英語科の先生に指導法を相談するといった時間も必要になってくるのではないかと思います。そのあたり、小学校とか中学校の連携というものはどうなっているのでしょうか。先生方がお互いに相談する場というようなところはあるのでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

まず、小学校につきましては、温度差をなくすために外国語の指導主事を派遣しておりますので、この中では、外国語の授業研でありましたり研究協議会ですね、そういうものでそれぞれの温度差をなくす、同じ方向を向いていくというふうなことで取り組みをしております。

それと、中学校の連携ですけれども、中学校とも各研修会等を行っております。それは小学校の教師だけではなくて、小中合わせたところで研修会を行っております。それによって、小学校が取り組んでいる内容、それと中学校が取り組んでいる内容、それぞれお互いを理解して進めておりますので、広川町におきましては小中連携、そういうものはとれているというふうに感じております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1 番（中尾千枝）

よくわかりました。

上広川小学校なんですけれども、特に外国語に力を入れるということなんです。ほかの中広川小学校、下広小学校との学力差が生まれるのではないかとこのように思います。中学校に入ったときに、ちょっと足並みがそろわないとかいうようなことが出てくると思うんですけど、そういった学力差はどのように考えられていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

上広川小学校につきましては、今、上広川校区の振興事業という形で特別に外国語の指導員という形で入れております。ただ、これはあくまでもコミュニケーションといいますか、そちらのほうを優先しておりますので、特に中学校に上がったからの差というのはほとんど生じないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。



○1番（中尾千枝）

デジタル教材の件なんですけれども、今、デジタル黒板とかプロジェクターの数というのはどれぐらいそろっているものなんでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

今現在ですけれども、電子黒板については上広川小学校に2基、中広川小学校につきましては10基、下広川小学校につきましては2基、広川中学校につきましては9基が配置されております。

それに加えまして、平成30年度——今年度ですね、購入を予定しておりますのが、上広川小学校が2基、中広川小学校が3基、下広川小学校が2基、広川中学校が3基ということで、今年度購入が終わりますと、上広川小学校4基、中広川小学校13基、下広川小学校で4基、広川中学校で12基の電子黒板が入ることになります。

以上です。

○議長（野村泰也）

1番中尾千枝君。

○1番（中尾千枝）

財源等の問題がある中で、本町は非常に充実した設備投資があるようで非常にありがたいことだと思います。外国語の授業だけでなく、ほかの教科にもさまざま活用ができると思いますので、ぜひともその点をお願いしたいと思います。

また、文科省のほうでタブレット端末のアプリを外国語の指導で今後積極的に活用するというような方針を、先月27日ぐらいにたしか報道で拝見をいたしました。今のところはモデル校のみということだったんですけれども、今後の活用を本町でも御検討をお願いしたいと思います。

教育委員会の方々と一緒に、福島県磐梯町に研修に行かせていただいたんですけれども、そのときにモジュール制を導入されてあって、コマ数の確保に非常に効果的なお取り組みをされてあったんですけれども、そこでは70時間という時数の確保をされていましたが、本町での実施というのは一応検討はされているんでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

先ほど教育長のほうの答弁にもありましたけれども、今後ですが、2年後の全面実施に向けてです。来年度につきましての、どういうふうに時数を確保していくかというところでは、主幹教諭等を含めて既に取り組みはしているところなんですけれども、今月以降も検討を重ねて、どういうふうに時数を確保していくか考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1番中尾千枝君。

○1番（中尾千枝）

小学校の高学年の授業というのは、本年度、教科として始まったばかりなので、まだまだ

手探りの状態が続くと思います。

視察に行かせていただいた磐梯町のほうでは、外国語教育に力を入れた後に生徒数の増加があって、複式学級が解消されて移住希望者も県下ナンバーワンになったという話もありましたので、しっかり特色をつけていただいて、本町の活性化につながるようお願いをしたいと思います。

最後に、節目検診についてのお尋ねなんですけれども、受診率が上がらない理由というのはどういうことだと考えられていますか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

受診率が上がらない理由ということで、29年度が4.9%ということでしたが、町長答弁にもありましたように、年に1回以上検診を受けているという方が43%いらっしゃいます。こちらの方たちは、会社とかですね、そういう勤め先での歯科検診を受けていらっしゃる方がいらっしゃるという中で、自分で歯科に通いながら定期的に歯科検診を受けていらっしゃる方がいらっしゃる中で、町からの節目検診の通知については、会社でやっているから、自分でやっているからという方がいらっしゃる中で、受診率が上がっていない状況であると思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1 番（中尾千枝）

今のところでは広報での周知が一番効果的じゃないかなと思うんですけれども、まずは、歯科治療の重要性をしっかりとっていただいて、長期的な視点から医科診療医療費が縮減されるということを住民の方々にも知っていただくことが大切だと思いますので、お取り組みのほどをよろしく願いいたします。

あと、小学校でのフッ化物洗口の導入の件なんですけど、福岡県のほうから各自治体への事業の推進をする達しというのが教育委員会のほうに届いていると思います。その過程等、もしおわかりになりましたら、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

こちらのほうのフッ化物洗口の導入につきましては、26年度から始まっているようです。それで、全教育事務所管内で27年度までに向けて研修会、説明会等が行われているようです。

広川町教育委員会のほうでは、27年度に行われましたフッ化物洗口の説明会で養護教諭が2名参加をしているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1 番（中尾千枝）

恐らくその説明会の中で、フッ化物洗口の安全性とか有効性についていろいろ御説明が

あったというふうにお伺いしておりますけれども、実際にその内容というものはどうだったのか、報告等はあるのでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

このフッ化物洗口の導入についてですけれども、一つの小学校に尋ねてみますと、2年前に歯科の校医と学校長、養護教諭による話し合いを行っているということです。実際実施するに当たっては、どういうふうな問題があるかというふうなところで話し合いをしているということで、最終的には導入はちょっと難しいのではないかなというふうに聞いておりますが、どういうふうな不安要因があるかというところまで尋ねてみました。

そうすると、周りの実際導入しているところの話を聞いてみると、子供がそれをしたことによって、ちょっと気持ち悪いとか、そういうふうな訴えをする生徒もいた。あと、フッ化物洗口した後に30分以内は水等が飲めないというふうな規制がある。それと、学校現場での責任問題、そういうものにちょっと不安がある。それから、これにつきましては保護者の同意が必要ということで、もし保護者の同意が受けられなかった児童がいた場合に、実施する児童と実施しない児童というふうな差が出てくるということですね。それと、それを大量に購入しないといけないということで、その保管に関して不安があるというふうなところですね。そういうふうな要素がある。もちろん、虫歯が減るというふうなところについては、いいところとしては受けとめているけれども、やはりちょっと不安要素が大きいのではないかとこのように聞いております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1 番（中尾千枝）

本町の虫歯にかかっている子供の割合など、もしおわかりになりましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

これは昨年度になりますけれども、昨年度、3 小学校合わせますと、永久歯の虫歯は0.103本——0.1本ぐらいになります。中学校におきましては、0.88本という数字をもらっております。

今年度も、ちょっと中学校はまだ集計ができておりませんが、小学校にあつては、上広川が0.3本、中広川が0.2本、それと下広川は0.03本というふうに今、養護教諭からは情報をいただいております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1 番（中尾千枝）

今さっきの数字を聞いて、小学校での本数の差というのも結構あるんだなというふう

ちょっと感じたんですけれども、給食後の歯磨き指導は学校それぞれ同じようにされているものなんでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

学校でちょっと違いました。実際、歯磨きの指導をしている学校と、ぶくぶくうがいをしている学校、それも各学級の担任で多少違いがあるようです。中広小学校等につきましては、1、2年生は必ず食後の歯磨きをするというふうに徹底をされているようです。3年生以上については希望者ですね。それと、下広川は食後の歯磨きを各学級でしているということですから、上広川につきましては必ず歯磨きではなくて、ぶくぶくうがい等でもいいというふうに聞いております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番中尾千枝君。

○1 番（中尾千枝）

よくわかりました。学童期に適切な歯磨き指導や虫歯予防についての指導をすることは非常に大切なことだと思いますし、普通に歯磨き指導をした後にフッ化物洗口でちょっとうがいをするということは、そんなに難しいことではないと思いますが、先ほど次長もおっしゃられたようにいろんな問題もあると思います。そのあたりですね、フッ化物洗口に対する正しい知識を普及していただいて、保護者の御理解、同意をいただきながら、本町でも子供に対する適切な歯科保健指導を行っていただきますようしっかりお願いをいたしまして、これで私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（野村泰也）

次に、10番野田成幸君の登壇を求めます。

○10番（野田成幸）

私は2つの質問をさせていただきます。

県道三潴上陽線と下広校区の公園の進捗状況をお尋ねいたします。

私は議員になりまして、ずっと三潴上陽線の歩道設置について質問をさせていただいております。県道三潴上陽線の歩道設置は、通学路の安全対策につきまして、これまで幾度となく本会議の一般質問で、いろんな場所で早急な対応をお願いしてまいりました。町としても県への要望を強めていただき、一定の整備が進んできました。

県の事業を進めるに当たり、県、国の一般財源が要するという事は私も承知しております。だが、子供たちの命にかかわる事も重要な課題でございます。各小学校、中学校に面する通学路にかかわらず、登下校と通勤時間が重なり、県道の交通量が特に多く重なって、速度超過やスマホ操作による無謀運転の危険にさらされております。特に下広校区に関しましては、隣接する市から広川インターへアクセスする幹線道路として、近年は他県ナンバー、久留米ナンバーの大型車や普通車の増加が多く見受けられます。

さらに、最近のニュースで、文科省から教育委員会への通達により登下校時の荷物の負担軽減が指導されたというニュースを見ました。

そこで、通学路の歩道設置の際、今年のような酷暑が続く異常気象が想定されますので、

通学路に街路樹で木陰をつくる環境をつくることにより、歩道の利用価値が上がり、区民の皆様方の散歩道になり、広川町が魅力ある町、住み続けたいと思われる町、また、安全な子供の居場所、子供たちが元気に安心して登校・登園ができる通学路の確保、高齢者から子供たちまで安心して充実した生活が送れるようになり、近隣から通勤者の定住、また子育て世代の移住がふえると思いますが、いかがなものでしょうか。

2つ目に質問の天津池運動公園の計画のこれからの取り組みで、28年度に広川町公園づくりワークショップを4回開催されております。その28年度以降、2年間ぐらいありますけれども、その間の進捗状況をお尋ねしたいと思います。

あとは質問席で質問させていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

野田成幸議員の質問の中の県道三潴上陽線改良についてのお答えでございます。

県道三潴上陽線は、町の中央を東西に横断する町の重要な幹線道路であり、周囲には中学校や小学校があり、多くの児童・生徒が通学している道路でもあります。こうした重要な路線にもかかわらず、歩道が整備されていない区間が多く、周辺住民から危険性の指摘を受けております。町では、こうした地域住民の要望をもとに、八女県土整備事務所や福岡県県土整備部へ要望活動を進め、現在3カ所の整備が進められています。

上広川小学校区では鬼ノ淵の五ヶ村井堰付近の局部改良工事、中広川小学校区ではJAの農機具センターから中広川小学校までの歩道設置工事、また、下広川小学校区では広川町消防団第5分団詰所から町道下指合線までの自歩道設置事業の3事業が進められております。

上広の局部改良については、視距の改良で急カーブを緩和する改良工事を行うため、平成29年度に用地買収が完了し、今年度より工事着手予定でございます。

中広の歩道整備については、平成28年度には予定買収も完了しており、段階的に工事が進められている状況にあります。

また、下広の自歩道整備については、平成26年度に測量調査を実施し、用地買収を進めていますが、県道北側の地権者7名の用地買収は完了していますが、南側について境界の同意が得られていない部分があり、境界未確定により膠着状態にあります。事業が長引いている当該路線について早期整備を求めるため、ことし4月26日に八女県土整備事務所所長へ、さらに5月14日に福岡県県土整備部長に対し要望活動を実施しております。

次に、下広校区の天津池公園のところの進捗状況でございますが、下広川校区の公園整備につきましては、平成28年から29年にかけて、地域の住民参加のもとで4回のワークショップを開催し、運動公園の基本構想を取りまとめています。計画は、天津池周辺の運動公園整備計画と石人山・弘化谷古墳公園との連携など、住民が望む公園の形を描いており、計画予算規模が大きく膨らんでいます。

このため、29年度には公園整備のための財源について関係機関に確認するなど、都市公園整備の社会資本総合交付金についても検討をしております。事業実施に当たっては、財源のめどが必要不可欠であり、都市公園整備の交付金事業だけでは対応が難しい状況でもあります。

また、下広川小学校の体育館建設や庁舎建設の事業対応から、さらに財源面は厳しい状況

となりますが、今後、基本構想で示された事業内容の精査を行い、財源確保の調査も進めながら、さらに事業化に向けた検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

10番野田成幸君。

○10番（野田成幸）

県のほうに執行部と町長と議長とうちの総務委員長が陳情に行かれたと聞いておりますけど、その結果はどんなふうになったか、質問いたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

ことし5月14日に福岡県土整備部長宛てに要望活動を実施しております。これにつきましては、先ほどから話が出ておりますとおり、この県道三潴上陽線の進捗がなかなか進まないという状況がありましたので、そういった部分について早急な整備を要望したところであります。

県からの回答でございますが、広川地区の分野につきましては、先ほど町長答弁にありましたとおり、地権者の未同意の区間が1つあります。そのために境界未確定ということがあって、用地買収が進まない状況ということでもありますけれども、地元からも歩道の整備については結構要望があっていましたので、八女県土のほうに要望書を、さらにそこについても出しておりました。それで、北側の区間が既に用地買収が終わっていますので、その北側の区間につきまして、簡易的ではありますが、舗装工事を行いまして、歩行者の通学路を確保するということでの説明を受けました。

また、知徳交差点等の改良もこのときに一緒に要望しております。その先の交差点改良までの要望ということで、右折レーンがこの三潴上陽線にはありませんものですから、その区間がかなり渋滞するというので、そこもお願いしたところですが、この点につきましても回答があっておりまして、交差点改良に着手するというところまではちょっと今の段階では難しいと。ただ、当座の対処方法として、信号機の赤・青の時間の変更ですね、そこについてを警察のほうに要望して、制御時間の変更で対応したいという回答があっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

10番野田成幸君。

○10番（野田成幸）

町のほうで県道の歩道の設置は頑張っていたらいいというとはわかっています。それと、小学校も新しくなり、次は体育館の室内運動場も計画していただいております。その次は、小学校、体育館等よくなっていきますので、下広川保育園の幸輪会のほうにも、こんなきれいな小学校と体育館ができていくので、町の協力があれば建てかえのほうをお願いしたいと話していましたら、そういうことであれば、町の協力があれば保育園のほうも建てかえていく協力はありますということを内々で聞いております。

そういうことで、バランスよくしていただいておりますけど、先ほど申しましたように、

下広校区を発展させたり定住させたり、老人の方がいろいろ安心して道路を使っていただくには、やっぱり歩道が大事と思っております。そのバランスがよくなっていけば下広校区の活性化が見えてくると思っていますので、よその町から来て人口をふやすためには、必ず歩道がなければ、イメージとして、町に来て、学校に通学するのに歩道もないということではなかなか町の活性化が進んでいかないと思っておりますので、ずっとそういうことで質問を続けています。

そういうことで、1件の測量調査がなかなか進まないというか、承諾を得られないということでもありますけれども、よかったら承諾を得られるところからでも先に歩道工事を進めていただきますように、県のほうとも協力をよろしくお願いいたします。お願いでございます。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

議員おっしゃるとおり、歩道整備というのは、やっぱり通学路の安全確保であったり、その地域の発展の景観であったり、いろんな面で重要になってきておりますので、これについては区長さんたちとも連携をとって要望活動をしていこうと思っております。区長さんについても、歩道のない区間の区長さん方に集まってもらって、一応、要望書案をこちらのほうでも協議させてもらって県のほうには要望しておりますので、できるだけ早期にここの整備がかないますよう、今後も頑張って要望していきたいと思っております。

**○議長（野村泰也）**

10番野田成幸君。

**○10番（野田成幸）**

よろしく申し上げます。

先ほど申しましたように、小学校、体育館とか、保育園とかよくなっていくので、下広校区としてはぜひいたくなくとありますけど、天津池周辺の公園整備ですね、4回のワークショップの計画で第1回、第2回、第3回、第4回とあっておまして、いろんな夢のある計画をしていただいております。

最近ですけど、還暦祭のときにも町長のほうから挨拶の中で、公園整備のほうはぜひ早急にやっていくというお言葉をもらったか、話してもらったか、ありましたので、天津池の運動公園の計画の実現についての町としての考え方というか、それを最後によろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

町議会の中で答弁するのと、そういったところでのお話とは、ちょっと差がございますけれども、言ったことに間違いはございません。下広川校区、今、議員はぜひいたくたと言われましたが、決してぜひいたくとは思っておりません。そういったものを整備するのは当然だというふうに私は考えています。ただ、財政的な問題がございますので、同時進行というわけには、町の財政状況を考えると決してできませんから、ぜひ下広川小学校の屋内運動場が竣工して、そして、ワークショップを4回もやったんですから、この計画をなくすということは決してありません。ただ、そういう状況でございますので、竣工した後に、また皆さんと

ともに計画を練っていきたいなというふうに考えているところです。決して還暦祭で調子のいいことを言ったつもりはございません。

○議長（野村泰也）

10番野田成幸君。

○10番（野田成幸）

運動公園の建設のほうをよろしく願いまして、一般質問を終わります。よろしく願います。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後0時6分 休憩

午後0時57分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番丸山修二君の登壇を求めます。

○2番（丸山修二）

2番丸山修二です。それでは、通告に従いまして、2項目について質問をさせていただきます。

第1点目は災害時の避難対応についての質問でございます。

毎年、全国各地で集中豪雨等の災害が発生し、多くの人命が失われております。本年6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に北海道や中部地方等、全国的に広い範囲で記録された集中豪雨を気象庁は7月9日に平成30年7月豪雨と命名をしております。通称では西日本豪雨ということ言われております。期間内の総降水量で一番多いところは高知県安芸郡馬路村で1,800ミリと、1年間の雨が短期間に降ったというような状況でございます。各観測地点で観測史上最大であったと気象庁は発表しております。

今回の豪雨による被害は、死者226名、行方不明10人、負傷者407人、また多数の住宅等の被害、それから避難勧告等につきましては最大約386万世帯、避難者数は最大で4万2,000人とも言われております。そのほかに道路、河川等の公共施設、農林業につきましても甚大な被害をもたらしておるわけでございます。

今回の豪雨では多くの自治体で避難勧告、避難指示が発令されております。また、気象庁は特別警報を出し、テレビ、ラジオにおきましては「人命にかかわる危険な状況であるため、避難をしてください」と必死に避難を呼びかける報道が数多く行われました。しかしながら、多くの死傷者が出ております。これは自治体の避難勧告、指示に対して、受け手の住民が情報の意味を正確に理解していない。また、自治体から住民へきちんと情報伝達ができなかった実態があったということで報じられております。

本町におきましては幸いにも軽微な被害で済んでおりますが、今後、大きな災害が発生する可能性があります。そこで、災害時の避難行動の対応はどう考えておられるのか、また多数の避難者が発生したときの避難所の安全管理、運営等についてどのような対策を講じておられるのか、お伺いをいたします。

次に、2点目は、空き缶等のポイ捨て対策についての質問であります。

自治体におけるごみ処理事業につきましては住民の協力のもと、効率的、効果的に実施さ



れ、基本的にはごみ処理体制は確立しているところではありますが、道路沿線の農地等の空き缶、ペットボトル、食べ物殻など、不法投棄、いわゆるポイ捨ては従来から問題視されておりますが、一向に減少はしておりません。

私は今年の6月定例会において、このポイ捨て問題について質問をいたしました。環境美化問題はもちろん、農地と土地の所有者が本当に困っているからであります。今年の質問に対して、ポイ捨て等不法投棄については町の景観を損ねており、防止対策が課題となっている。環境美化は一人一人が意識を持って行動することが重要であり、不法投棄、ポイ捨て等のマナー向上が図られるよう呼びかけていきたいという回答がありました。この1年間、町はどのような対策を講じてこられたのか、その取り組み状況についてお伺いをいたします。

以上、登壇による質問を終わります。あとは質問席でさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

丸山議員の質問で災害時の避難対応についてのお答えでございます。

平成30年7月6日からの豪雨では、全国11府県に大雨特別警報が発表され、福岡県では51市町村に大雨特別警報が発表されました。福岡県内市町村の避難勧告等発令状況は、34市町村が避難指示、避難勧告が22市町、避難準備・高齢者等避難開始情報が4市町と、県内の全市町村で避難者対応を実施された状況でした。広川町では多様な伝達手段を組み合わせ、避難の呼びかけ、また、各行政区長への連絡と地域自主防災組織による住民への避難情報伝達などを行っていただきました。福岡県域を見ても、市町村ごとに地形も違い、発生する災害も違いますが、避難情報発令後、実際に避難される方は少なかったことから、今後、行政として災害から身を守るために、住民を避難させる説得方法を考えていくことが重要であると考えております。

また、広川町では全行政区に自主防災組織を立ち上げていただいております。再度、地域との意見交換会を実施し、自助、共助、公助の役割確認と連携、情報伝達方法の確認、地区ごとの避難施設等の開設基準などを協議し、自分たちの安全は自分たちで守るという意識を高め、地域防災力の向上に力を入れてまいります。

次に、空き缶等のポイ捨て対策についてお尋ねですが、残念ながら空き缶、ペットボトル類のポイ捨てが、道路、河川、農地等において見られ、町の景観を損ねているのが現状です。また、空き地等で雑草が繁殖すると、不法投棄やごみがポイ捨てされやすい状況になっています。

町といたしましては、ポイ捨て等を防止していくため、空き地の適正管理の周知、ポイ捨ての多い箇所には、「ポイ捨て禁止」「不法投棄禁止」の啓発看板設置、不法投棄が多い行政区では、衛生班長が中心となり、不法投棄、ポイ捨ての監視パトロールの実施により、ごみを捨てられない環境づくりと毎年6月と9月に環境美化に取り組む日として各行政区で環境美化の日を設定していただき、散乱ごみの一斉回収を実施していただいております。

また、ごみ問題については、児童期における教育が重要と考えるので、町内小学校の4年生が八女西部クリーンセンターで実施する環境学習の中で、不法投棄、ポイ捨て等も取り入れた学習をしています。

環境美化は一人一人が意識を持ち、行動を起こすことが重要であり、ごみを捨てられない環境づくりと不法投棄、ポイ捨て等のマナー向上が図られるよう呼びかけていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

それでは、1点目の災害時の避難対応についてお伺いをいたします。

先ほど、佐々木議員、原野議員より、避難関係について質問なされまして、それぞれ回答はされておりますので、その他の点について質問をいたします。

今回の西日本豪雨で被害が大きい広島県、ここでは217万人を対象に避難勧告等が発令されておりますが、実際に避難された住民は0.3%の約6,000人であったということが判明しております。今後の防災対策、避難対応を県のほうでは見直さなければならないというようなことで報道をされておりました。

本町におきましては、実際に避難された住民の方は何人おられるのか。また、率にすれば避難率は何%なのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

今回の豪雨につきましては、土砂災害警戒区域に避難指示（緊急）、それと河川、広川流域に避難指示（緊急）、こちらを発令させていただきました。避難者につきましては町の避難所、それと地区の避難所のほうに合計しまして91世帯、161名の方が避難をされております。率としましては0.1%の率となっております。避難指示をした区域の人数に対する実際の避難者の割合は0.1%となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

わかりました。次ですけれども、避難勧告等が予測される場合、避難に時間がかかる高齢者等に対しまして、高齢者等避難開始を発令がされることになっておるわけでございます。本町におきましても、大雨警報に基づき発令はされておるわけですけれども、発令に対しまして、実際、高齢者世帯への伝達につきましては、具体的にはどのような形で伝達をされておりますか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

各地域での高齢者への避難の呼びかけについては、行政区長、民生委員さんを使って呼びかけのほうをしていただいております。先ほど回答いたしましたように、29の地域で巡回等、また避難の呼びかけを実施していただいている状況です。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

次に、今回、土砂災害警戒区域に関する9行政区、それから広川河川の付近に住んである住民に対して避難指示が出されております。この地域の中で災害時要援護者、これは町で約80名が登録されておるわけですが、先ほど申しましたように、避難指示の区域の中でこういった要援護者がおられたかどうか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

現在、広川町での災害時要援護者の登録者数は84名登録されております。その中で今回、土砂災害警戒区域及び広川流域にお住まいの方が20名おられまして、そのうちの13名が避難をされていると。20名の方全てに一応お声をおかけしましたが、実際避難されたのは13名の方が避難されたということで確認しております。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

20名おられて13名が避難されたということでございますが、これを各援護者、災害時の要援護者につきましては、個別支援計画等がつくられておりまして、実際、災害があつて避難する場合は、地域の方の誰が支援をしてどういうふうな経路で避難するかというような計画書がつくられております。実際、調べてあるかどうかわかりませんが、本来ならば20名おられるならば、全員が避難をしていただくというのが本当だろうと思います。

実際は13名だということですが、その13名の方は個別の支援計画に基づいて、どなたか、昼間は誰々、夜間は誰だとかそういったことも計画されていると思いますけれども、そういった計画に基づいた避難の支援というのが実際に行われていたのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

今回、災害後に確認した内容では、細かい個別計画に基づいた避難どおりされたかどうかの聞き取りまでは現在のところまだ行っておりません。とりあえず、避難に当たって、自主防災組織で各行政区でつくってありますので、それに基づいて区長さんを中心とした民生委員さんとか、その他の役員さんと一緒にそういう対応がされたという確認のもとで13人の方が避難をされた。中身についてはもちろん避難所に行ってある方もおられますし、近くの御家族の方の知り合いのところに行ってあるとか、それぞれはあるみたいなんですけど、それが実際の個別の計画と合っているかという、最終の確認まではまだ現在のところ至っておりません。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

## ○2番（丸山修二）

実はちょっと、ある民生委員さんに尋ねたところ、災害時の要援護者がどなたというのは民生委員さんはわかってありますけれども、実際、その方の個別支援計画書は見たことがないというような方もちょっとおられたものですから、果たして計画は確かにつくられておりますけれども、その辺が地元で共有した認識が持たれていないところもあるんじゃないかなろうかというような気がしますので、その点は再度、やっぱり毎年毎年、区長さんも民生委員さんも3年に1回は変わられていきますので、それは毎回1回、きちんと整理をされて、本当にいつ災害が起こるかわかりませんので、その点は整理しながらすぐに行動が行えるような指導方、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、集中豪雨につきましては、夜間に発生することが多いわけですがけれども、夜間に避難指示等を発令した場合、夜間の避難行動については特に危険を伴うような状況にありますけれども、こういった夜間の避難行動についてどのような対応を考えてあるのか、お伺いをいたします。

## ○議長（野村泰也）

協働推進課長。

## ○協働推進課長（井上新五）

夜間避難についてですけど、台風接近等による避難所開設等につきましては、台風の接近時期がある程度予測できますので、明るいうちの避難所開設と避難の呼びかけというのを実施しております。

ただ、豪雨のときについては、夜間に発令される部分というのもありますので、夜間に避難勧告等が発令された際には、夜の移動というのはやはり危険が伴いますので、周囲に崖や河川等がなくて、周囲よりも高い家に住んであるところについては自宅で避難をしていただいたり、自宅の2階にとどまってもらったりしていただきたいと思っております。

ただ、周囲に崖があり、河川等があり、自宅等も周囲から比較すると低い土地にある方につきましては、町のほうが早目に避難準備情報等を流しますので、その情報を受け取っていただき、避難所開設されたところに避難をしていただければと思っております。

以上です。

## ○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

## ○2番（丸山修二）

今、課長が言われたように、本当に早期避難が必要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、避難所の関係ですけども、先ほどの議員からも出されておりましたけれども、町の施設と公民館の関係ですね。その整合性というのはやはりきちんとしていただかんといかんと思っておりますし、公民館についても実際、公民館をあけておられる公民館もありますし、全く閉まったままというようなところもございますので、これは以前から区長さんには避難所は公民館だというようなことは、周知は大体されておったと思っておりますけれども、実際にはそこまでされていないというような状況がありますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

それと、避難所につきましては、特に高齢者が多く避難されると思っております。高齢者への配

慮としては、やっぱり避難所内での通路等の手すりが必要だと思いますし、またトイレにおいても災害トイレ等の設置も考えておられると思いますけれども、そこに既存のトイレの中でも和式トイレよりも洋式トイレ、これが望ましいと思っておりますが、避難所についてこういった環境面のチェック等はされているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

避難所については一時的に避難する場所と、1週間、2週間程度避難する避難所として設定するのでは、ある程度の設備面としては変わってくるかと思えます。現在の広川町のほうでは一時的に避難する避難所につきましては、住民の安全を守り、避難を必要とする方の受け入れ、また必要最小限の生活を支援するための施設として考えております。

現在、避難所につきましては、学校施設をお借りして避難所と設定しておりますので、手すり等の設備面としてはある程度、整備には限りがあるかと思えますが、障害者のトイレの通路とか、あと避難所までの出入り口の確保という形で、高齢者とか障害を持った方に一時的に避難していただく場所として、現在整備をしているというところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

本当に心配されて避難をされてこられますので、やはり避難所についてもすぐには整備できないかと思えますけれども、やはり避難者を迎えるための、そういった環境整備というのは今後継続したところで、整備方をよろしくお願ひしたいと思えます。

災害につきましては、どこで発生してもおかしくない状況でございます。災害に対しまして、第1に人命を守ることが重要でありまして、安全な場所への早目の避難が必要となります。避難勧告等の発令をしても、被災地の状況を見ますと、避難する人は1%も満たないというような状況にあります。また、避難所の環境整備を求められておるわけでございます。避難は人命を左右するものでございまして、今後、十分に検証されまして、取り組まれることをお願ひいたしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

次に、空き缶等のポイ捨て対策についてお伺いをいたします。

ポイ捨て等の不法投棄に関しまして、広報とかチラシ等で何回ぐらい周知をされたのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

広報については、昨年6月以降については今のところ掲載はしておりません。それから、チラシについては環境美化の日に合わせて――6月ですか、そのときに1回発行しているような状況でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

**○2番（丸山修二）**

ポイ捨て等については、ある一部の人だろうと思いますけれども、やはり何らかの形で啓発活動が必要ということで、基本的には各世帯に広報等を配布しておりますので、広報等にもこういった問題については掲載して啓発をしていく必要があると思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

次に、環境衛生問題につきましては、衛生班長さんの業務の一環だと思いますけれども、衛生班長会では空き缶等のポイ捨て等の不法投棄対策について協議はされたのか、お伺いをいたします。

**○議長（野村泰也）**

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（酒井和哉）**

衛生班長会におきましては、第1回の衛生班長会の中で不法投棄の対策、それからポイ捨て等の取り組みについてお願ひをいたしまして、不法投棄、ポイ捨てあたりが多い行政区においては、年に2回の活動を行っていただいておりますが、それ以上のことをやっていただくような行政区も現在出てきているようなところでございます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

2番丸山修二君。

**○2番（丸山修二）**

衛生班長会では冒頭に協議をされておりますけれども、今後も議題として、どうすればポイ捨てがなくなるか。ポイ捨てがなくなれば、こういった空き缶等の回収はしなくてもいいということですので、逆に捨てる防止、それもまた衛生班長会でも議論をお願ひしたいと思います。

次に、本町におきましては、不法投棄防止にかかわる立て看板は、以前から設置をされておりますけれども、現在、町内でどれだけ立て看板が設置されているのか、なかなかわからん点があると思いますけれども、わかれば教えていただきたいと思ひます。

**○議長（野村泰也）**

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（酒井和哉）**

議員御指摘のとおり、看板につきましては毎年予算をいただいて作製して配布してきておりますが、今現在、どれだけ立っているかというところまではつかんでおりません。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

2番丸山修二君。

**○2番（丸山修二）**

それでは、昨年度、立て看板がどのくらい作製をされておるのかということと、また本年はつくられておるか、まだなのかわかりませんが、どのくらい作製されるのか、お伺ひいたします。

**○議長（野村泰也）**

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

昨年につきましては、不法投棄と環境美化の看板、合わせて120枚を作製させていただいています。本年度につきましては、不法投棄との看板とあわせて、犬のふん等の看板をあわせてつくらせていただきたいということで、100枚分程度の予算をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

立て看板につきましては、毎年作製をされて、各現場のほうに立っているかと思えます。

ただ、そういうことで町内にもかなり多くの立て看板が立てられておりますけれども、実際、ポイ捨てが減少はしていないというような状況があるわけですが、投棄する人、これは一部の人だろうと思えますけれども、投棄するような人が、見て、目に入って、心の中でも、これは不法投棄はいかんと思うようなことからすれば、看板をもう少し大きくして、そういった不法投棄者に見えるようなものにすれば、少しでも効果が上がるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

御指摘のように、今の看板は通行者には見えるような看板でございますが、やはり車での通行となるとやっぱり小さいかなとも思っていますので、本年度の予算の中で大きくできる——大きくした場合については枚数が減りますが、そういうことも考慮しながら作製していきたいとは考えております。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

よろしくお願ひしたいと思えます。

続いて、広川町空缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例、この第20条では「町長は、地域における環境美化の促進に関し、環境美化推進員を選定」とあるわけですが、この環境美化推進員、この条例に基づく推進員は選定されておるのか。また、必然的に衛生班長が兼任という形になっているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

平成4年につくっております通称ポイ捨て条例の中に、今言われましたとおり環境美化推進員を選定するという事になってはいますが、これにつきましては今御指摘のとおり衛生班長が兼務しているということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

**○2番（丸山修二）**

衛生班長さんが環境美化推進員を兼任されているということでございますが、この環境美化推進員さんには、町より散乱状況の調査等に協力を求めることができるということで、実際には環境美化推進員さんがそういった空き缶等の散乱所の調査をするというようなことになっておりますが、そういう形で、町からそういった調査は求めておられるかどうか、お聞きいたします。

**○議長（野村泰也）**

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（酒井和哉）**

ポイ捨てでとどころどころにあるようなものについての報告まで求めておりませんが、一定大量に不法投棄がされたところがある場合については、衛生班長さんのほうからうちのほうに連絡が来るようにしていますし、場合によっては区と一緒にそういう撤去作業等を行っているところでございます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

2番丸山修二君。

**○2番（丸山修二）**

それから、先ほど町長の答弁の中で、部分的に一部分、行政区ではそういったポイ捨て等のパトロール等もされておるといことですが、衛生班長さんの業務の中で定期的に地区の不法投棄等のパトロールとか調査をするといことは何か取り決めでされているのかどうか、お伺いいたします。

**○議長（野村泰也）**

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（酒井和哉）**

定期的なパトロールについての取り決めというのはございませんが、年2回行っております環境美化の取り組みに対応していただいておりますというのが今の現状だと思っています。

**○議長（野村泰也）**

2番丸山修二君。

**○2番（丸山修二）**

今、回答がありましたように、環境美化、各地区、道路愛護と環境美化という形で年に2回から3回とか、各行政区でそういった不法投棄の空き缶等を回収されておるわけですが、やはりこれはあくまでもきれいにするための処置であって、空き缶等散乱されるのをとにかく未然に防ぐというのが重要でありますので、やはりせめて一月1回は衛生班長さんが地区を1回パトロールするというような形をとってもらえば大分違うかと思えます。そういう中で、立て看板はここにやっぱり立てた方がいいとか、そういうのがよく見えてくると思いますので、今後、ちょっと衛生班長会等と協議をしていただきたいと思います。これもお願いですね。

冒頭に申したとおり、基本的なごみ処理業務の体制というのは既に確立しておるわけですが、それにもかかわらず、ポイ捨てが減少していないという状況があるわけですね。非常識な一部の人が捨てているという状況がっております。適切な管理をしている土地の



所有者、これは拾っても次の日にまた空き缶があるとか、ビニール袋に入った弁当の食べ殻、そういうのが置いてあったり、そういうことをします。そういうことで、土地の所有者は本当に腹立たしいという状況があります。そういうことを言われます。拾っても拾っても同じじゃないかと、そんなら町が拾ってもらわにゃいかんとか、そういうことも聞きます。ただ、土地の所有者は散らかっているのをそのままするわけにいかんもんだから、これはもう落ちておる分を拾っているという状況がありますので、何とかそういったポイ捨てを未然に防ぐ方法を考えていただきたいということで思っております。

こういった取り組みにつきましては、また衛生班長会等と連携をしていただいて、とにかく捨てさせないというような、広川町はこういったポイ捨て等はしてはいけないというようなことをそういった投棄者の方に見せつけるというような行動を起こさなければ、なかなか減少しないと思いますので、よろしく対策を講じていただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

#### ○議長（野村泰也）

次に、7番梅本哲君の登壇を求めます。

#### ○7番（梅本 哲）

7番の梅本哲でございます。通告に従いまして、2項目4件についてお伺いをさせていただきます。

まず1点目の1項目めの防災対策の充実についての1件目ですが、八女の消防広報を見ますと、火災がふえています。防火意識を持ちましょうという注意書きがございます。本町においても火災については毎年発生をしていますが、その中でその他火災の割合が最近高くなっているように思っております。発生状況と防災意識向上の現況についてお尋ねをしたいと思います。

2件目ですが、これは佐々木議員と同じ内容になるかもしれませんが、河川の氾濫防止についてでございます。

近年、桁違いの豪雨が発生をいたしまして、河川が氾濫する災害が相次いでおります。昨年7月の北部九州豪雨、ことしの7月の西日本豪雨から学ぶものはたくさんあるというふうに思いますが、どうやって命と資産を守っていくのか非常に重要な課題であります。

本町におきましては、河川の決壊、越水、溢水への備えというところで、広川の関係の利水対策というところで県のほうにも要望はしていると思っておりますが、この内容については急いで対策をしなければならないというふうに思っております。そこで、氾濫防止対策の現況についてどういう状況にあるのか、お尋ねをいたします。

それと2項目めでありますが、その1件目ですけど、30年度の全国学力調査の結果、それから学習状況を調査の結果が9月の「広報ひろかわ」で公表されておりました。概要は大体わかりますが、この結果につきまして、もう少し具体的な説明をお願いしたいと思います。

2件目は、夏休み期間の地域学習の場として、分館開放を進めてはどうかということでございます。御承知のように、分館については図書も空調もございます。学校あるいは図書館に次ぐ学習環境を整えている場であります。そこで、学校と地域との連携強化の一環、中尾議員の質問にもありましたが、コミュニティ・スクールとの関連もあると思っておりますけれども、夏休み期間の学習の場として分館開放をぜひやってほしいと、今後、検討を進めてほしいというところでのお尋ねでございます。

あとは質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

梅本議員の安全・安心で安らぐまちづくりの質問でございます。

本当にことしは火災発生が多いなというふうに思っております。一昨年、年間で7件ございました。それを考えますと、もう既に8件ということで大変多いなというふうには思っております。

平成30年の広川町の火災発生状況は9月1日現在、8件が発生しており、内訳としましては林野火災3件、車両火災1件、その他の火災は4件発生しております。林野火災、その他の火災の原因としましては、いずれも枯草、剪定くずなどの焼却により延焼した火災となっております。町及び八女消防署では、町民の生命、財産を守るため、広報や回覧などで防火啓発、野焼き禁止の周知や、各地域で行われる防災訓練や防火教室でも、日ごろからの防火の呼びかけを周知しております。

また、現在の高温が続く気象条件の中では小さな火元が原因で大規模火災となる可能性があるため、広川町消防団の協力のもと、管轄地域への防火の呼びかけ活動を実施していただいております。地域防火意識を強化する取り組みを実施しております。

次に、河川の氾濫防止についてですが、河川改修については御承知のとおり下流から順番に整備する必要があります。ですが、下流域である久留米市の河川改修に大変時間を要しております。ようやく本町区間の河川改修の工事に着手されたところでございます。

本町区間の工事につきましては、国道209号の永代橋上流の久留米市境より、知徳橋の区間約2.4キロの改修計画がなされております。28年度には土地改良区や地元行政区に対し、事業説明と設計協議がなされ、岩瀬井堰から藤田橋付近の護岸整備が行われています。今年度は藤田橋上流の護岸と樋管の整備及び藤原橋下流の護岸部伐採等が進められる予定で、町としても早期整備に向けて、さらに県要望を進めているところであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

梅本議員御質問のうち、人が育つ、人を育てるまちづくりに向けた学校教育の充実についてお答えいたします。

まず、今年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、今月配布しております「広報ひろかわ」9月号に掲載しているとおりでございます。昨年度は小・中学校とも全国平均を上回っておりましたが、今年度は小学校におきましては国語Aを除き全国平均を上回っておりますが、中学校におきましては残念ながら、国語Bを除き全国平均をわずかに下回っております。これらの結果を分析し、学力向上の取り組みを再度検討してまいります。さまざまなテストを実施した後は、常に分析、評価、計画、取り組みを行っております。

この結果は、学校関係者評価委員の皆さんにも、例年、全て報告しております。年度によって学力は多少変化いたしますが、学校関係者評価委員さんからは、学校の取り組みを評価していただき、さらに励ましや指導をいただいております。

次に、夏休み期間中の補充、地域学習の場としての分館開放の推進についての御質問にお答えいたします。

夏休み期間中の分館開放については、各分館できらめき学習を行っていただいております。本年度は37回開催され、累計808名の児童が参加いたしました。どの分館でも、まず学習の時間を設定し、1時間程度の学習を行っております。その後、それぞれの分館で工夫された体験活動が行われました。

夏休み期間中の補充学習につきましては、全小・中学校においても学力向上強化講座として実施しておりますので、夏休み期間中通しての分館開放については今考えておりません。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

まず、防災対策のほうから二、三お伺いをいたします。

まず1点は、30年度8件の発生があつておることでありまして、最近——最近というか、かなり森林火災を含めてのその他火災が多いというようなお話でございましたが、その他火災については森林火災を含めたその他火災ですが、その点についてはここ直近の5年間ぐらいの推移を見て、確かにふえている状況にございましょうか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

過去5年の平均としましては、その他の火災と林野火災合わせて全体の約44%となっております。一番多いのはやはり建物火災ということで47%、5年の平均ではそのようになっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

ことはやっぱりふえている傾向にあるんでしょうか。その点だけお伺いいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

30年は現在、その他の火災と林野火災合わせて7件発生しております。ほかの年度と比較しますと、件数的には今年度ちょっと多目の火災となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

我々も多いというふうには理解をいたします。野外の不法焼却に対する目線というのは非常に最近厳しくなつておるといのが実情でございます。しかしながら、そういう中にあつても発生頻度はやや高くなつてきているという結果になつてはいるわけでありまして。なぜかという

ことを考えていきますと、原因がごみ、枯れ草剪定くずの焼却というような内容でありまして、たばこのポイ捨てもあるとは思いますが、まず内容的にはちょっとした不注意で発生しているという状況ではないかというふうに思うわけでありまして。

こうしたごみや枯れ草等の焼却については禁止行為ということになっているわけですが、住民意識が若干緩んでいるんじゃないかという気もするんですが、その点の見解はいかがでしょう。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

住民の気が緩んでいるということではなく、経験がない人がよくこういう結果を生んでいるようです。私たちは山でいろんな作業をして、燃やすときは雨の日には絶対火はつけなかったんですね。しかし、ことしのそういう傾向を見ますと、いかにも高温のときの野焼き、そして台風が近づいているときの野焼き、こういったことを考えると、私は経験がないから、これでも大丈夫だろうというふうにやられたんじゃないかなという気がいたします。

ですから、野焼き等が届け出のない自分勝手にやるのが違法なんだということを徹底して今後は知らしめていく必要があるし、焼き方は教えませんよ。ただ、こういう時期にしないでということも教えませんが、これは違反なんだということを徹底して教えていかないと、燃やした後がきれいになるというのはみんなわかっていますけれども、やっぱりそういった結果につながってまいります。民家のそばでも結構あっておりますので、そういうことを考えますと、今後、そういった啓発をもう少し強めていきたいなというふうに思っております。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

今、町長の言われたとおり、やっぱり経験不足というのは確かにございます。農家、あるいは剪定をされるあいう庭師さんたちは必ずと言っていいほど焼却する場合は雨の日を選んでされる。これはもう確かですね。ですから、今、町長の答弁の中にもありましたように、やはり経験未熟な方々がそういう火災の原因をつくっていくというような状況なんかも確かにございますので、その点の徹底をひとつお願いしたいというふうに思っております。

ちょっと別の見方をしますと、そういう森林火災、あるいは原野火災といったような状況をつくり出す場所の問題もあると思うんですね。したがって、非常に恐ろしい状況なる。大火になってしまえば、アメリカやオーストラリアというふうな状況になるんですけれども、そういうことには日本ではなかなかかなりにくいかわかりませんが、いずれにしても、こういうその他火災の怖さというのは体験した者でないとわからない。かくいう、質問している私も大変な失敗をいたしまして、いわゆる火災を引き起こそうとした、そういう苦い経験がございまして、非常に身に染みて考えるわけですが、こういった火元となるような状況の原野とか林野、そういうものがやっぱり最近あちこちに見受けられるというふうな状況があります。こうした管理不足の状況の土地についても、改善というか啓発というか、そういう管理徹底の啓発、そういう点についてどういうふうな指導を行っていらっしゃるか。特に内容的には、これは耕作放棄地等の増加による内容もあるかもしれませんが、その点

についてお伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊添 博）

今の御質問にお答えいたします。

耕作放棄地の増加等につきましては、全国的な社会問題の要因になっているところでございます。

うちのほうとしましても、非常に特に山間地のほうは耕作放棄地が多数存在しておりまして、これにつきましては町民の方からこちらのほうに苦情というか、そういうふうな申し出があった場合は、その所有者の方に通知なり電話等で改善の指導はしているところでございます。

また、うちのほうとしましては、年に1回、広報紙を通じまして耕作放棄地や荒廃地を解消しようということで住民への啓発等をしておるところでございます。これにつきましては、生活環境課と一緒に、空き地なども所有者が定期的な管理を実施し、近隣の環境保全に御協力をお願いしますということで、住民への周知もしているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

とにかく火災はいつどこで起きるかというのは予想できないような状況でございます。また、住民のそういった油断もあると。また、未経験者によるたき火等も発生するんじゃないかというふうに思うんですが、まず第1は、火元となる危険となる環境を消去していくこと、これが一番大事なことだというふうに思います。産業振興課のほうで今お答えいただいたように、農業委員会でもしっかりやっていただいておりますというふうに思っておりますので、そういう箇所がふえないように、ひとつ御指導をいただきたい。

それから環境のほうにつきましても、いろいろな場所において放置されている。個人の土地が放置されているところもありますし、公用地というか、地域の公共用地ですたいね。そういうところが放任されておるといふふうなところもあります。できるだけそういうところをなくすように、ひとつ心がけて御指導いただきたいというふうに思っております。

次に、河川の氾濫防止の点について二、三、質問させていただきませんが、今、国の利水対策に関する予算というのは伸びを欠いておるといふふうに報道されております。したがって、財政面の制約、これが非常に大きいということでもあります。そういう中で今、町長の答弁の中にごさいましたように、下広地区の下の久留米分のところですね。これは永代橋の井堰より下のほうの状況だといふふうに思うんですが、なかなか予算が取れないという状況にある。もしくは必要性が薄いというように判断されておるかもわかりませんが、いずれにしてもこれまでずっと要望している割にはなかなか進展しないという状況。

こういう中で、やっとなんか知徳橋の近くまで県のほうで予算をつけていただいて、着手できるようになったという状況にはございます。非常にありがたいといふか、一歩前進の感がございますけれども、この事業の概要について、これは町事業でございませぬので、県の事業ですので、状況がどれくらいの予算枠でどういう内容で実行されるのかをちょっと

確認しておきたいと思いますので、その点、お答えいただきたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

まず、事業の着手年度、これにつきましては28年度から既に工事のほうは入っております。ただ、御承知のとおり雨の多い時期はちょっと外してですので、年度末ぐらいからのスタートになっていて、しかも繰り越しというような形であっているんで、実際に目に見えて動いてきているのは29年度ぐらいからじゃないかというふうに思っております。

事業の概要なんですけれども、先ほど町長答弁でもありましたように、久留米境から知徳橋までの2.4キロ区間の整備計画が示されております。計画の概要といたしましては、河川の洪水高、一番高いところでの水位のところ、河川幅30から35メートルのところでの拡幅を行う予定です。それ以下の形で絞っているところは河川幅を広げるという形の工事がなされております。さらに河川の余裕高がとれていない部分に関しては堤防のかさ上げを行って、余裕高をとるような工事を行うようにしております。

予算の関係なんですけれども、これについてもちょっと県のほうと確認したんですけれども、毎年予算については公表できないということですので、御了承願いたいと思います。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

7番梅本哲君。

**○7番（梅本 哲）**

いずれにしても、28年度からという事業の状況でございます。事業は28年度から始まっているということで、私のちょっと認識不足であったかと思っておりますけれども、こういうふうに着手されておるといふ点は非常に評価に値するというふうに思います。

地域の関係者のお話を聞いていきますと、ネックとしてこれまでいろいろ論じられてきました。永代橋から下の久留米市分でございますけれども、その工事、町長も下のほうから工事を着手しないと、上のほうには上ってこれないんだという原則がありますよというふうなお話をいただきましたが、その大きな広川に係る事業箇所というのがどういうふうな——要望はしているけれども、なかなか姿が見えないんですけど、近いうちに工事の計画あたりが出てくるようなそういう見通しはあるんでございましょうか。その点、ちょっとお伺いいたします。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

事業計画の公表についても、ちょっと八女県土のほうから話を伺ってきたんですけれども、事業計画自体は県自体持っております。ただ、計画がいつまでかかるかという最終完了年度、これは改良区のほうからも聞かれていたんで、それはちょっと答えてくれということで話を進めたんですけれども、これにつきましては、改修区域の設計内容がちょっと時期をもって変わる可能性がある。それについては、その変更によってちょっと前後したりする分があるんで、それをちょっと公表した場合、ひとり歩きして困るということで公開できないということでした。

全体的な計画につきましては、一応計画を持ってやっていますので、2.4キロの知徳橋の区間までを順次進めていくものだと思います。

**○議長（野村泰也）**

7番梅本哲君。

**○7番（梅本 哲）**

なかなか予算も厳しいし難しい見通しだとは思いますが、とにかく広川としては地域住民の不安をどうして取り除いていくか、払拭していくかということが非常に大きな関心事です。したがって、今言われたように、知徳橋まで2.4キロ、これについては計画的にやっていきますよという、そういう意思是強いというふうに受け取りましたので、これからもぜひひとつ要望を続けていただきたいと思いますというふうに思います。

なお、ことしの九州地域の国の概算要求を見ていきますと、水害対策で33%、5,000億円、昨年よりもふえた要求をしている。概算要求になっている。

それから、地方自治体向けの防災安全交付金、これも21%増だと、1兆3,000億円余の備えを強化する予算として要求しているというようなことが報道されています。もちろん予算が通ればの話ですけどね、予算が通れば、ことし以降、災害が多いという状況も背景にございますけど、好機到来だというふうに思います。ですから、そういう県への要望等について、さらに強化をしていただいて、要望を強めていただいて、早期実現を図っていただくように要望をしておきたいと思います。

次に、学校教育の充実という点で、ことしの4月に行われた全国学力、それから学習状況の調査結果、これは「広報ひろかわ」9月号で概要は載っております、今、教育長のほうから答弁があったとおりの内容でございますけど、1点お伺いしたいのは、まだ分析は終わっていないというお話でございましたが、中学校のほうで国語B以外は全て全国水準を下回っていると。分析が終わっていないという状況の中で、ちょっとなかなか聞くのもつらいんですけども、要因としてはどういうことが考えられるのか。ここでなかなかそういったことは言えませんというふうな回答になるかもしれませんが、お尋ねいたします。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

お答えいたします。

実は中学校の成績は昨年度はよかったんですが、本年度はわずかに下回っております、文科省の基準ではプラスマイナス1以内は全国並みと捉えていいと言われていますが、広川町では0.幾つですが、わずかに下回ったと捉えております。この要因は私なりに考えまして、指導主事にも十分分析してもらいましたけれども、1つ度数分析をつくりとますと、ほぼ全国と変わらないわけですね。全国と変わらない山形をしております。広川中学校は、わずかに一番低い子供たちが少ない。ですから、非常に一番低い子供たちの手入れはよく行き届いております、子供たちが少し伸びています。ただ、残念ながら中、それから中の上の子たちがもう一歩伸び切れなければ平均が全国を上回らないという結果になると思います。

そういうことで、今回、テストがあったのは国語、数学、そして理科でございますが、全ての強化について今ある学力からもう一歩伸ばす努力をしないと、全国を超えるような結果が出ないであろうということで指導しております。そういうことで、決して指導ができてい

ないわけじゃないんですが、1ランクほどずつ上げる努力をしていただきたい。地域の方の希望も、やはり学力の低い子たちをなくしていただきたいということと同時に、その子に合った指導をお願いしたいという希望が強いと思います。

そういうことで、厳しい子はやはり一步上へ、そして中以上の子たちはさらに伸びるような指導を意識してさせるように指導しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

7番梅本哲君。

**○7番（梅本 哲）**

標準化得点のレベル維持について、今、中学校の要因はこういうことが考えられますというところで、下のほうのレベルの方は非常に少ないと。ただ、上位者の層がちょっと薄いと、そういうふうなお話でございました。非常にこれから改善の余地は残されている内容もあるかもしれないというふうなお話でございますので、ぜひその分析をしっかりとやっていただいて、今後の対策を講じていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、今、教育長の答弁の中で学年格差があるというふうなお話でございました。これは確かにあるというふうに思います。これを平準化して向上に結びつけていくというのが教育力ではないかというふうに私は考えるわけですね。去年の学生はよかったけど、ことはちょっとねというふうな話になっては、これは地域の教育力としては、個人の学年の能力等を表に出すというふうな状況になってしまいますので、まだそれを十分発揮させていないという、裏を返せばそういうことになるというふうに思いますから、そういう点、ぜひ改善をしなければならないというふうに思いますが、そういうことを改善するために、毎年、教育目標を定めて、生徒に寄り添って、きめの細やかな取り組みというものを、今、各学校のほうでは進めていただいております。その積み重ねが将来のそういう教育力の高い地域をつくっていくんじゃないかと思いますが、教育期間というか就学期間は、小学校は5年間ありますし、中学校は2年間ある。いわゆるテストを受けるまでの期間がそれだけあるわけですね。

したがって、やっぱり、そこら付近がしっかりした教育を積み重ねれば結果がおのずと出てくるんじゃないかというふうに思います。そういうことで、工夫をして各学校の目標なり、それから取り組みの内容については、毎年工夫を重ねて、そして、より精度の高いものに進めていただくようになれば、これは決して学力向上というか、平準化の向上というのは難しいことではないというふうに思うんですけど、そこら辺は教育長、どのようにお考えでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）**

私のほうから回答させていただきます。

現在、いろんなテストの後ですけれども、各学校とも終了後は全国学力・学習状況調査に関してもですけれども、すぐコピーをいたしまして、まずは自校採点等しております。それによって各学校、学年ありますけれども、課題を見つけて、その課題に応じた指導をしておるところです。全体的に見ますと、数年前から少しずつこの成果が出ておまして、学力



も上がっておるということで報告させていただきます。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

次に移りますが、一応まとめを見てみると、学習状況のレベルと、それから学力等の関係は非常に相関関係が深いということを書いてございましたね。特にその例としては、朝御飯をよく食べる子供は成績もいいですよと。それから、規範を守る生徒はまた学力も高くなっていますよというようなまとめになっておったかというふうに思います。

したがって、学力を向上させるにはそういった規則正しい生活、あるいは規範意識の醸成、それから意欲の向上、そういうものをしっかり組み立てていけば、これは目標達成ができるというふうに思っています。そういう方向で、今、次長のほうの答弁はあったかというふうに思いますけれども、ただ、これは教育長だけの問題ではないわけでごさいます、それを支えていただいております教育委員会、家庭、地域、学校はもとより、そういうところの支援、力添えがなくてはいけない、そういうふうに思っております。そういう点で、教育委員会なり、家庭なり、地域なり、今後それぞれの立場でどのようにこの結果と向き合っていくのか、何か今まで以上の内容を取り組んでいくような方向にあるのかどうか。そこら付近をどういうふうな状況か、お聞かせください。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

先ほどおっしゃいました、例えば朝御飯ですけれども、今回の全国学力・学習状況調査におきましては全国を上回る結果となっております。特に下広川小学校の6年生に関しては、朝御飯を食べているかという問いに関して100%というふうな結果も得ておるところです。これは今現在ですけれども、29年度、30年度、2年間にわたって、広川中学校と下広川小学校におきましては学校給食の指定事業に取り組んでおります。この結果があらわれているのではないかなというふうにも考えております。

また、いろんな分析をした結果ですけれども、やはり家庭学習の重要性というものが本当に大切だというふうなこともわかっております。家庭との連携を通じて、家庭学習には力を入れていきたいというふうに考えております。

また、学校では個に応じた指導、それと学校の教師の指導力向上、こういうものに取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

まさに毎年、教育対策の中で論じられておるといのか、対策として話をされておる内容です、しっかり今からさらに強化をして、工夫して取り組んでいただくようお願いをしておきたいと思います。

この項の最後になりますが、3年に1回、理科のほうの評価をしたと、テストをしておる

ということですが、3年に1回あるのは、これは理科だけということに理解しとってよございましょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

はい、そうなります。来年度はまた英語等も入る予定ではありますが。3年前も理科等の結果が出ておりますけれども、これに関してはかなりよかったというふうに聞いておりますし、今現在、学校のほうでの実験等も取り入れたような理科の工夫ある授業も進められているところではあります。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

もう一回確認しておきますが、3年に1回というのに1つ科目が加わるということで、それが理科になったり英語になったりというふうな状況に変わっていくのか。あるいは毎年、理科、英語、社会というふうに科目としては変わっていくんですよというふうになるのか。そこら付近、ちょっともう一回確認をしたいと思っております。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

今のところ、毎年行われておりますのは算数、数学、国語でございますね。3年に1回、理科が入る、それで例年やってまいりましたが、来年度は理科がのきまして英語が入ることでございます。

ただ、先ほどの質問にお答えしましたように、英語が2年後から小学校の教科でも入ってまいりますので、英語の扱いがどうなるかということはまだはっきりわかりません。毎年あるかどうかということは。英語の扱いはわかりませんし、英語のテスト内容もかなり聞くことと話すことが入ってまいりますので、内容も変わっていくのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

ますますテストについての関心は高くなっているというふうに考えますので、しっかり取り組んでいただきたい、その内容の分析も進めていただきたいと思っております。

次に移ります。

最後に、夏休み期間の学習の場の問題ですけれども、いわゆる分館開放については過去にもちょっと聞いたような記憶があるんですが、子供会だけの対象ではなかったかというふうに思うんですけど、分館開放を過去に推奨したことはございましたか。そして、その結果、現在はそこまでいっていないんですが、何かいろいろ困難なことがあってやめたのかなという印象もあるんですけど、ちょっと私の記憶違いであるかもしれませんが、なければ結構です。そういう経緯があったかどうかだけ、ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

済みません、過去に経緯があったかどうかというところは詳しく調査をしておりません。ただ、近年に当たっては、夏休みの期間中に関しましては、きらめき学習というものを行っておりまして、分館開放をそれぞれ行っているところです。これは自分の分館だけではなくて、例えば上広校区でありましたら、小椎尾から内田とか、吉常から長延にとか、そういうふうなところもほかの分館でも利用できるというふうなところで、先ほど教育長のほうからの答弁にもありましたけれども、今年度は37回開いているというところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

公民館はせっかく地域の教育の場としては施設、あるいは環境が整っているという状況があります。この件について、分館長にちょっと聞いたんですが、分館長はやっぱり管理者がおらにゃ、非常に危ないというようなお話でございまして、いろんな関係者がしっかり支えてもらわないと対応できませんよというお話をいただきました。地域の事情、あるいはいろいろその他にもあるように思うんですけども、これから夏休み期間、きらめき学習とか、それから通学合宿、そういうのは利用がございまして、常時、夏休み期間はいつでも地域の子供が来て勉強できるような、そういう開放を私は提案しているわけですけど、そういうのがなかなか現状はまだ難しいんですけども、上手にそういう体制をつくり上げれば、効果は非常に高いというふうに思います。

夏休み期間の学習というのは非常に学力向上に影響するというふうに考えています。こちら付近を抜け道にならないように、しっかり踏み固めていくと、そういう生きる環境づくりをするのが大事ななというふうにも思います。そういう点で、今、各学校でやっておりますが、地区懇談会というのがありますね。地域、学校、家庭が一堂に集まっていろいろな教育問題のお話をし、子供の育て方を検討する会議でございまして、そういう中で提案いただいて、ぜひ、こういうふうな方向で取り組めるところは取り組んでいただくような、そういう機運を盛り上げていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

大変いいお話だと思いますけれども、やはり實際上、常時開放となりますと、指導者がいないと難しいと思います。数年前から県のほうでアンビシャス広場を行いましたけれども、あれもすぐに閉まって終わってしまいました。やはり地域の中でずっと見てくださる方がなかなかおられないということですね。そういうことで地域の教育力といいますか、それがもっと高まって、分館にでも詰めてせめて世話しようという方がたくさん出てきていただければできますけど、今の状況ではやはり難しいと思っていますので、委員会としましても、常時開放はまだ考えておりません。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

現状はそうであっても、今、教育長言われたように、地域教育力を高めていくということが大前提ですよということですので、その辺をしっかりとこれからまた醸成できるように、こういう先ほど申しました地区懇談会等で議論を進めるような方向づけを各学校にヒントを与えていただけて進めていただくように、ひとつ検討いただければということでございます。これは要望といたしておきたいと思えます。

最後になりますけれども、学童保育の関係が関連をしまいりますけれども、学童保育のほうについては、先ほど佐々木議員の質問の中で、来年度以降、管理委託のほうになるということで、やり方が、ちょっと仕組みが変わってくるというふうに思うんですけれども、子供さんたちがやっぱりそういう勉強する場というのを子供たちに提供していくということは大事なことであろうというふうには思いますので、学童保育についてちょっと1点だけ確認をしておきたいんですけれども、学童保育というのは大体低学年中心に利用されているというふうにお聞きしております。高学年になると、なかなか利用者は少なくなる。その要因は何か。それからまた、夏休み期間だけでもいいから、ちょっと事前に申し込んでおれば学童保育に参加できるものか、そこら付近をちょっと確認だけさせていただきます。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

学童保育につきましては、夏休みとか、春休み、冬休みとか、そういう長期だけの申し込みは当然、現在も受け付けはしております。ただ、通年で利用されてある方によって、やはりどうしても満杯の状況であれば、ちょっとそういう長期の休みですので、御希望の学童じゃなくて、あいている学童に送り迎えで行っていただくというようなところでの受け付けに現在なっている部分も一部あるような状況です。

それとあと、学童保育所につきましては、平成27年の制度改正に伴いまして、全学年、1年生から6年生まで、当初は10歳未満ということになっておりましたが、それが平成27年度より基準が定められまして、小学生ということで範囲が拡大されております。ただ、現実的にはやはり低学年が多くて、どうしても4年生以上というのは広川町でもわずかしか通年されていないようです。やはり、ある程度の年齢がいけば、どうしてもいろいろな塾とかクラブとか、さまざまな子供さんたちの行く道というのはそれぞれ決まってくるので、最初小さいうちにひとりで自宅におれないと、そういうのからどんどん育って行って大きくなっていかれるような状況ですので、どうしても小さいお子さんが中心での受け入れとなっている状況です。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

以上で終わります。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。10分間休憩をとります。

午後2時23分 休憩

午後2時32分 再開

**○議長（野村泰也）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番光益良洋君の登壇を求めます。

**○4番（光益良洋）**

4番光益良洋でございます。今回、私は各小・中学校のプールについて質問をさせていただきます。

私は以前にもプールについて質問をさせていただいたことがございますけれども、そのときは中学校のプールのみの質問ということで、また、回答といたしまして、今のところ改修計画はないとのことでございましたけれども、その後も私の友達の子供とかが中学生でたくさんいる中で会話をする機会があるわけですけれども、やはりプールのことも話題となって出てきております。また、ほかのこともいろいろ話をすることもあるんですけれども、プールに関しては、特に広川中学校においては古くて嫌だという意見もありますし、更衣室もやはりちょっと気持ち悪い部分があると。また、一番多かったのは周りが気になるという意見が多々ありました。前回のときも、やはり隣にアパートができておりまして、たまたまその住人に知り合いがいたものですから、ちょっと行かせていただいてプールのほうをのぞくと、きれいにプールの面が見えるということで、ああ、やはりこれはちょっといかなものかなということも考えた中で、今回、また質問として上げさせていただきました。

今回、各小学校のプールの改修計画予定等はあるのかということと、また、今後、老朽化等によって修繕費や年間の維持管理費、また、使用の期間などを考えて、1カ所にまとめて何らかの形でやっていくべきじゃないのかなということも踏まえました中で質問をさせていただきたいというふうに思っております。

あとは質問席にて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

光益議員の各小・中学校のプールに関する質問についてお答えいたします。

学校教育施設の改修につきましては、建物の耐震化を優先し、現在は下広川小学校屋内運動場建設を進めております。引き続き老朽化が進んでいる広川中学校のプールの改修も必要だと考えております。上広川小学校と下広川小学校のプールも建設から50年が経過しており、かなり老朽化しておりますが、具体的な改修計画は未定でございます。

現在の各小・中学校のプール施設の維持管理費につきましては、1校当たり年間の経常経費は300千円から400千円となっております。修繕については、設備の点検結果や学校からの連絡を受け、その都度対応している状況でございます。

本年度の水泳の授業時数につきましては、小学校11時間、中学校10時間ほどを実施しており、約2カ月間プールを使用しております。

教育委員会といたしましては、議員が言われますように、各小・中学校ごとのプールではなく、町内1カ所にプールを集約して水泳の授業を実施するというを行った場合に、年

間を通じて泳げるということ、夏休み期間中のプール利用がスムーズにできることなどの利点が大いだと思います。

しかしながら、移動手段のあり方と児童・生徒の移動時間による教育課程の授業時数不足が生じることが課題と考えられます。今後、他市町村の状況等も調査しまして、広川町の現状に合ったさまざまな方法を検討していく必要があろうと考えております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

4番光益良洋君。

**○4番（光益良洋）**

ありがとうございます。

まず、先にお聞きしたいことで、プールは授業の一環として今現在各学校で行われているというふうに思っておりますが、もう一つお聞きしたいことで、プールの科目が必修科目なのかというものをまずお教え願いたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）**

水泳の授業に関しては必修科目となっております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

4番光益良洋君。

**○4番（光益良洋）**

必修科目ということで必ずプールというものは必要になってくると。私も教育施設に関しては、やはり充実させるべきだということには変わりはありませんけれども、授業の一環として水難訓練も行われているというふうにもお聞きしておりますし、やはり低学年になればプールを楽しみにしている児童もたくさんいることも聞いております。

そういった中で、今後、各学校に何らかの形でプールを改修、つくり変えるなり、修繕してやっていくという形で持っていくと、やはり費用的なものが多々かかってくるかというふうにも考えておりますけれども、その中において、プール問題としてPTAのほうから大分要望も上がっているというふうにお聞きしたりもしますけれども、具体的にPTAのほうからどういった要望があって、教育委員会側としてはどういった対応をとっていかうかと考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）**

まず、広川中学校のプールに関しては、27年度でしたけれども、PTAのほうから改修の要望等上がっております。その後、28年度にも教育委員会としましても、この老朽化に伴います広川中学校のプールの改修をということで要望書を上げているところです。

それと、各PTAから上がっている情報を聞きますと、夏季休業中にプールの監視等を行っておりますけれども、それを見守る人がなかなかいないというふうなことは聞いているところです。学童保育所に関しましては開放をしているということで、学童の職員が見守っ

ているというふうには聞いておりますけれども、本年度開放をどのくらいしたかというふう  
に聞いてみますと、中広川小学校につきましては1日だけ、下広川小学校につきましては、  
6行政区のうちの1行政区だけが1日間使ったということで、特に今年度は猛暑等もありま  
したので、使用等の中止を言っているところです。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

4番光益良洋君。

**○4番（光益良洋）**

いろんな形でプールの活用というものは大事な部分もあれば、やはりそういった災難に見  
舞われないように行うということで、保護者の方も本当に神経をとがらせていらっしゃるの  
かな。地区懇談会なんかにも参加させていただいてお聞きするんですけども、やはり一番  
は責任問題がネックになっているようにお聞きします。何かあったときに誰が責任をとるの  
か、監視しておった方が責任とるのか、それとも、果たしてどこか、貸し出した側が責任と  
るのかというところで、責任の処遇問題において、夏休みの子供たちが楽しみにしている  
プールがやっぱりできないというのが今の現状だというふうにお聞きしているところもあ  
ります。

やはりそういったいろんな面を考慮した中で、なぜこの質問を私もさせていただくかとい  
うことで、概算でプールを新たにつくるとなった場合に、150,000千円から2億円程度かか  
るというふうにお聞きをしております。

そしてまた、先ほど教育長からの答弁でもありましたように、各小学校、中学校のプール  
というものが中広川小学校を除けばもう既に40年以上、さらには50年以上たっている学校も  
ございます。全体的から見るとやはり老朽化はもう否めない部分。また、今後、今でいけば  
約330千円程度の年間維持費ということでお聞きしております。これはあくまでも維持をす  
るだけのお金だというふうに思っておりますし、プールにおいてはろ過というものが必要に  
なってきます。今度新たに入れれば、ろ過器が相当な金額がかかってくると。それをまた改  
修と照らし合わせていく中でいけば、やはり莫大なお金がこれからもかかっていくんじやな  
いかなというふうにも考えているところではございます。

そしてまた、先日、学校の先生たちと福島県の磐梯町に行ったときに、これは研修内容は  
全然違ったところでの研修だったんですけども、英語教育に関しての研修に行ったところ  
が、たまたま多目的プールを持っていらっしゃるって、学校の授業を中心に、使わないときは  
一般の方への開放ということで温水プールをつくられておりました。そういう方法もあるん  
だなということで、今回、質問として上げさせていただいたわけです。

今後、教育の場からすれば、やはり各学校にプールがあった方がいい部分というのものある  
のかもしれませんが。また、答弁にあったように、送迎、また時間についても相当苦慮してい  
かないとやっていけない部分もあるかと思っておりますけれども、その辺のところは学校の先生と  
もお話をさせていただいたこともあります。時間についても、やはりそういった時間がかか  
るということであるならば、もしそうなった場合は何らかの対応をしなくちゃならないだろ  
うなという意見も頂戴しておる中で、やはり使用期間が2カ月ないということで、言い方は  
悪いのかもしれませんが、そういった施設を各小学校に、今後、少子・高齢化の波、  
また、人口減少の波も押し寄せてきている中で、そこまでの財政的なものも加味した中で、

いい教育施設になるのかなというのちょっと考えているところでもあります。

そういう中で、学校教育施設というものにとらわれず、そういった形で一般的な方への開放を目的としたプール、そしてまた、送迎等々についても加味した中で考えていく中で、やはり教育委員会側としては一つにまとめてどうのこうの、また、一般の方への利用についてのどうのこうのということはなかなか申し上げにくい部分になるかと思えますけれども、その辺のところも踏まえた中で、町長部局のほうにもちょっとお聞きしたいんですけれども、学校側が使用しない期間のときに一般の方へ開放するということは、公共施設の一部になってくるかなというふうに思いますし、公共施設の統廃合というものがやはり言われている中で、そういったところでやるべきじゃないのかなというふうにも思っておるところでございますが、その辺は急に質問として上げさせていただいておる中でお答えできるかどうかわかりませんが、できる範囲で結構でございますので、お答えを願いたいというふうに思います。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

登壇で答弁したかったんですけども、その機会が与えられずに、自席で答弁をいたします。

この問題は、町民の健康管理、維持の視点から考えていかなければいけないと思います。私は学校教育と切り離れた考え方で言うならば、町民の健康を考えるならば、今、八女、あるいは久留米に町民の方々がプールに行かれている話をよく聞きます。ですから、そういった面で考えますと、広川町にも町民プールがあっているのかなと思いますし、ちょうどまさに広川中学校のプールが五十六、七年たっております。私が中学校2年か3年生のときにできた施設でございますので、そういう計算になるだろうと思いますし、下広川、あるいは上広川につきましても50年弱ということで、3校のプールをつくり変えるということになると大変な費用がかかります。

これを1カ所にまとめて、町民プールをつくって、そこで学校の児童・生徒の授業とすることが可能なかどうか。そのプールをつくるときに補助金がどこから出るのか、どの割合で出るのかということは今後十分に考えて、早急に考えて、そして町民の皆さんにプールが必要なかどうかということ問いながら、そして学校関係者と話し合いを持ちながら早急に進めていかないと、中学校のプール、あるいは下広川小学校のプールも早急につくり変えなければなりませんので、そういった面では協議を急いでいきたいと思っておりますし、そうしたほうがやはり町の財政的にも有利になるんじゃないかなというふうに私は考えております。

**○議長（野村泰也）**

4番光益良洋君。

**○4番（光益良洋）**

思いのほか進んだ答弁をいただきまして、本当にありがたく思っておる中で、もう少し話をしたかったんですけども、十分な答弁をいただいております。

ただ1つだけ、ことしの猛暑でプールの温度が40度近くになったという話も聞いております。プールの場合には次亜塩素酸である程度殺菌をしておる中でやっておるんですけども、私も少なからず水商売をやっている人間として、30度を超えたら細菌の繁殖力というのは半



端じゃない。これは結果、数字は出ておりますので、それが39度、家で入るお風呂ぐらいの温度になっておるといふような話も聞いております。これは上広川小学校においては井戸水を使っておられますので、井戸水に関しては大体18度前後ということで、それを入れることによって若干温度は下がるというふうにもお聞きしておりますが、やっぱり水道の場合はどうしても温度が夏場は高くなってしまいますので、そういった温度が高いときというのは、やはりプールもなかなか使えなくなるんじゃないのかなと。どんなに次亜塩素酸をいっぱい入れたところで使えなくなるんじゃないのかなというところもあります。

そういった中で、それだったら、屋内プールか何かをつくって一定の温度管理をやる中で、安心して泳げるようなプールがあってもいいのかなという考えも持っておりますので、その辺のところも、余り次亜塩素酸が多くなると結膜炎にもなりかねませんので、そういったところで配慮していただきたいなというふうに思っております。

これで質問を終わりますけれども、本当にありがたい答弁をいただきましたので、もう聞くことはございません、ありがとうございました。質問を終わります。

#### ○議長（野村泰也）

次に、12番江藤龍彦君の登壇を求めます。

#### ○12番（江藤龍彦）

12番江藤です。3項目について、今回、一般質問をいたします。

まず、障害者雇用促進法への対応についてであります。

この法律については、雇用の分野において、障害を理由とする差別的な取り扱いを禁止し、障害者の働く権利を保障する。また、その能力を発揮する機会を保障するために雇用を義務づける法律であると理解しております。これまで何回か改正されているようであります。

この法律では、障害者の法定雇用率というのが定められております。ことしの4月からは、その雇用率が引き上げられたというふうに聞いているわけですが、民間関係ではこれまで2%から新たに2.2%、また、公共の関係では2.3%だったものが2.5%になっております。昨年6月の時点で国または地方自治体では、その採用率を見ますと、国が2.5%、都道府県が2.65%、そして市町村が2.44%と報告されていたようですが、その後、この数字に水増しが行われているということが発覚をいたしました。新聞でも何回も報道されてまいりました。国の省庁や国会や、また裁判所でさえも水増しが行われていたということで、障害者団体の怒りは大変大きなものがあります。

この質問は確認という意味でもありますけれども、雇用について、町ではどのような現状であるかをお尋ねしたいと思います。

また、今後の障害者の雇用についてはどのように考えてあるか、基本的なものがあればお答え願いたいと思います。

2番目の質問は河川の災害対策についてであります。

午前中から佐々木議員をはじめ、もう4人の方々がこの災害対策について質問をされました。簡潔に質問したいと思います。今月9月1日は防災の日でありました。二、三日前の台風21号の被害や、また、けさ起きました北海道の地震を見ておきますと、日本という国がいかに自然災害が多く発生する国であるかということが嫌というほど知らされます。そうした国民の命を守る対策というか、それが当然必要だということは感じるわけですが、人間にとって水はなければ生きていくことはできませんけれども、その水の恐ろしさということが

本当に思い知らされます。

広川の場合は、私の考えですけれども、豪雨災害というものが特に心配されると思います。ことしも西日本豪雨では多くの犠牲者が出てしまいました。広川町の場合は、上広校区の特に土砂災害でありますとか、あるいは川でいいますと広川、それから、長延川、高間川などの氾濫が心配されます。それで、当然今の段階では危なくなったら避難をするというのが基本ですけれども、気象庁でも各種の発表や報道でも注意を喚起するためにいろいろ工夫しながら頻繁にテレビでも呼びかけるようになってきております。町ではこれまでの現状として、平成24年の豪雨のときも氾濫による家屋への浸水とか、道路、田畑の冠水があったわけですが、特徴的にいえばどのような状況になっておるかですね。特に水防計画書というものを見ますと、17カ所の重要水防箇所が上げられております。こうしたことで、ここ数年の河川の氾濫について、近年の状況がどのようになっておるか、まずお伺いをします。

そしてまた、根本的な氾濫防止の解決策はないものかどうか。河川の土木のことは本当はわからないわけですが、筑後川とか矢部川とか、ああいう大きな河川と違うこの広川の川ですね、これで根本的な解決策がないのかどうか、川の近くに住む住民が心配しなくてもいいような対策はとれないものかどうかを伺いたいと思います。

次に、3番目の質問、合併浄化槽設置補助事業についてであります。

そもそも個人が設置する合併浄化槽の設置の目的は何かということで考えますと、今回、出されております決算の説明資料でも書いてあるんですけれども、それを読みますと、公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るというふうに書いてあります。また、同じく下水道事業のこの決算の部分では、資料に家庭雑排水による公共用水域の水質汚濁や農業用水路の水質汚濁が問題になっており、下水道の早急な整備が求められているとしております。

私が考えますに、機能としては合併浄化槽も下水道も同じものだというふうに考えます。人によっては、この合併浄化槽のことを個人下水道と言う人さえあります。違うのは、建設とか設置に係る費用と、それから、完成までの時間ではないかというふうに思います。

質問ですが、現在の下水道に接続してある戸数、あるいは世帯数、どちらかわかりませんが、どのような数字になっておるか、また、同じように合併浄化槽で設置をしてある世帯数、あるいは戸数はどうなっておるかということをお伺いしたいと思います。

下水道の整備の全体計画が550ヘクタールということで当初から整備が進められておりますが、あと何年かかるかわかりませんが、これが全て整備ができたとして、計画に入っていない地域は合併浄化槽を設置するしかありません。これまでも補助事業によって整備が進んできております。これも二十数年は補助事業によって設置が進んでいると思いますが、問題は、下水道の整備計画が入っていない中広校区とか下広校区の地域については、どのように整備を進めていかれる方針かということをお伺いいたします。

本年度、30年度の予算で国県補助として単独浄化槽の撤去にも補助が出るようになったし、また、くみ取りの撤去費用、配管設置に合併浄化槽に上乘せする形で補助が出るようになっております。これも大変結構なことだと思いますけれども、要はいかに早く浄化槽、または下水道の整備が進んでいくかということだと思いますので、そのことについて質問をするわけでありまして。

あとは質問席にて続けます。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

江藤議員の質問の中の障害者雇用促進法への対応についてのお答えでございます。

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の雇用については、ただいま質問の中でありましたように、平成30年4月1日から法定雇用率が0.2%引き上げられ、国、地方公共団体は2.5%となっており、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

本町の平成30年度の障害者雇用率は4.17%となり、法定雇用率以上の割合を達成しております。

今回の法改正により、平成33年4月までに法定雇用率は2.6%に引き上げられる予定です。今後の障害者雇用に関しては、法の趣旨を十分理解し、障害者の雇用の促進と働きやすい職場環境を図ってまいります。

次に、河川の災害対策についてのお答えでございますが、御案内のとおり、近年は毎年毎年大災害が起きております。私も首長として安心して過ごせる季節は冬だけとなってしまいました。春、夏、秋、大変な災害が起きております。非常に心配をするところです。

お答えをいたします。

ことし7月の西日本豪雨災害や昨年の九州北部豪雨災害など、近年、集中豪雨の被害が相次いで起こっており、広川町においても、平成21年の中国・九州北部豪雨災害及び24年の九州北部豪雨災害に見舞われており、県営河川の広川や長延川の河川沿いで多数の浸水被害が出ております。このため、町では、以前より広川及び長延川の河川管理者である県に対し河川改修の要望書を提出し、河川の早期改修をお願いしてきました。しかし、河川改修についてはどうしても下流域からの整備となってくるため、着手に時間を要していたところですが、平成28年によりやく工事着手をしていただいております。

河川改修計画では、河川断面の確保を図るため、狭小部の拡張を行うとともに、護岸の保護のためブロック積み護岸で改修し、さらに、河川の越水防止のため、余裕高がとれない部分には堤防かさ上げの工事がなされます。当面の改修計画は、久留米市境から知徳橋までの約2.4キロを改修予定であり、その後も随時上流改修を要望していく予定であります。事業費も工事延長も大がかりとなりますので、上流までの改修にはまだまだ時間がかかるものだと考えております。このため、河川災害の対応に当たっては、ハード整備だけでなく、早目の避難対応など、ソフト面の対策も重要になってくると考えております。

ソフト面の対策といたしましては、情報の提供と早目の避難を第一に考え、地域自主防災組織による避難行動などの防災・減災対策と避難勧告等発令基準に基づき災害情報を配信しております。

自分の身を自分で守る自助、地域や身近な人たちがお互いに助け合う共助、町や国、県などの行政機関による救助、援助の公助、この3つの3助の連携が被害を最小限に抑えることができる最大の防災の備えと考えております。いま一度、町民や自主防災組織への自助、共助の役割を十分に周知し、今以上の地域防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、合併浄化槽設置補助事業についてのお答えでございますが、合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、現在、国庫対象補助金、人口減少地域促進強化条例に定める促進強化地域に対する補助金と単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の場合は、単独浄

化槽等の撤去補助金と配管設置補助金事業を実施しています。

お尋ねの下水道接続住宅数と合併浄化槽設置住宅数は、平成30年3月末現在、下水道接続住宅は約1,500件で、接続区域の77%となっております。合併浄化槽接続住宅は約1,800件となっており、浄化槽設置整備補助申請は補助事業の強化により増加傾向にあります。

下水道計画区域以外の対策については、現行の国庫補助金制度による合併処理浄化槽を推進し、良好な生活環境を確保するため、生活排水による公共水域の水質汚濁防止を図りたいと考えます。

また、人口減少地域促進強化条例に定める促進強化地域に対する補助金を来年度精査いたしますので、下水道計画区域外についても研究してまいります。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

まず1番目の質問で、雇用率はこの法定雇用率よりも上回って4.17%ということでございます。この雇用率というのは、これは努力義務なんですか、それとも義務ですか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

義務ということになっております。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

数字として水増しが無いということだろうと思いますが、何をもって障害者雇用とするのかということですね。それで、職員数、分母があつて、分子があつて、それで4.17%ということだろうと思いますが、役場の職員でも正規の雇用者、あるいは非正規もあろうと思いますが、その辺の計算はどのようになっていますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

計算の方法は、まず、従業員が45.5人以上の事業所がそういう義務が発生します。計算方法としましては、役場の正規職員プラス一般職非常勤が173名います。その中から教育委員会とか町長部局以外の職員、それと、水道事業の職員等を差し引まして120人になります。障害者雇用が4名おりますけれども、1人の方が重度障害ということですので、1人の方はダブルカウントということになります。120分の5で4.17%ということになります。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

手帳を持ってあると思いますけど、その手帳を実際に確認してカウントするわけですか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

うちの職員の場合は、全て障害者手帳をお持ちですので、その確認は行っております。  
以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

それと、今後のことなんですが、また数字が上げられる見込みということですかね。それで、障害にもいろいろ種類があると思いますけれども、採用に当たってどのような方針で臨んであるのか。身体障害といってもいろんな障害があるんですけど、役場の仕事としては、これは確実に仕事はできるだろうとか、いろいろ考えがあると思いますけど、その辺の採用の基本的な方針が何かありましたらお願いします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

今のところ庁舎がバリアフリーではございませんので、今の庁舎に対応できるような職員でないと業務ができません。車椅子とか、そういう職員についてはちょっと採用が難しくありますので、その辺の一般事務をできる職員ということで、採用のときには条件としてそういう形で採用しているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

庁舎も建てかえるということで、その辺のことも今後は当然考えていかなければならないと思いますが、これまでちょっとずつでもバリアフリーに近づくような改良も庁舎は行われてきているとは思いますが。今後の庁舎の建てかえについては、当然エレベーターとかつくんだらうと思いますけれども、議員の立場としても階段を上がってこないと議場に入れないということで、その辺もありますので、ぜひ庁舎建設に当たっても十分考慮していただきたいというふうに考えます。

じゃ、次の2番目ですが、これも4人の方から質問が出されましたので、何度も回答いただいて恐縮ですけれども、根本的な解決策ということで、先ほどから川の断面を見た場合の断面の面積を広げる拡幅とか、あるいは堤防をかき上げるとかいうふうな話で、それが効果が上がるということを本当に期待いたします。

それで、下流のほうからの整備というのもずっと昔から聞いて理解はしますけれども、川にたまった土砂のしゅんせつとかいうのも、別に下流からじゃなくても、臨時的なのか何か、今まで部分的にしゅんせつをしたという記憶があるんですけども、当然重機が要るし、誰かが個人が勝手にやったとは思えんのですが、そういう方法があるのかどうかですね。

この間も道路愛護のときに、広川の土砂が堆積した部分の草を住民の方が何人かで刈ってもらいました。そういう土砂の堆積というのも、一度きれいにしても、また大雨なんかが来るとたまって、どんどんかさが増えていって、川の断面積といいますか、それが狭くなっ

てくるんですが、そういう部分的なしゅんせつというのは何かいい方法があるんですか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

河川のしゅんせつにつきましては、地元からの要望に基づきまして現地を調査して、県のほうに要望しております。それについてもやっぱり予算の関係上、量が大きくて、河川の流量を阻害している部分が多いところから順次やっていくというようなことになっていきますので、なかなか地元が思うようなところまでの改修に至っていないところです。

ただ、こういった部分については随時お願いするしか対応が今のところはないもんですから、県のほうにはできるだけ早目の対応をお願いするということでの要望をしております。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

これも本当に予算が必要だし、重機は要る、運搬するトラック、それから、土砂をどこに持っていかとか、いろんな問題があると思うんですが、今現実として川の氾濫が予想されるような危険なところとか、行政区長さんからのそういうしゅんせつの要望というのは現在あるんですか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

直接しゅんせつという感じじゃないんですけども、広川町の河川の場合、どうしても井堰があちらこちらに多数あります。これがもとになって、なかなか固定堰なもんですから、そこを乗り越えるような形で水が入ってきますので、そこが原因でオーバーフローするようなところが結構出てきております。

今回の河川改修計画が久留米境から知徳橋まで改修が予定されていますけれども、その区間においては3つの井堰を転倒井堰に改修するようにしております。ある水位になったら自動的に堰が転倒して水を押し流すというような対応をとっております。上流についてはまだ計画等がなされていけませんので、なかなか進めることは難しいんですけども、今後は井堰対応等も検討していかなくちゃいけないんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

本当に井堰が多くて、田畑を潤すための水が当然必要でありますから、よりよい災害を起こしにくいような改修を、本当に県のほうにも町として強力に要望を出していただきたいというふうに思います。

それから、ことしもですけども、避難指示が出されて、実際に避難者が出ておりますけれども、平成24年から今日まで、川の氾濫による家庭への浸水の状況とか、あるいは実際に避難された方の数とか、そういう統計はとられておりますか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

**○協働推進課長（井上新五）**

水害による被害につきましては、平成24年の九州北部以降は、今回の平成30年豪雨が水害の主な発生した分となります。また、台風等については家屋等の被害とはちょっと別になりますけど、24年以降、30年が大きな災害があった年となります。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

12番江藤龍彦君。

**○12番（江藤龍彦）**

24年ですが、床下浸水とか、床上浸水の戸数とか、避難者数とか、それは数字はわかっていますか。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（井上新五）**

平成24年の九州北部豪雨のときは、避難者数については148世帯287名の方が避難をされています。被害につきましては、住宅被害が61棟、道路被害が68カ所、河川被害が61カ所など、水路、農地等も含めまして、288カ所が平成24年の九州北部豪雨のときの被害状況となります。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

12番江藤龍彦君。

**○12番（江藤龍彦）**

まず、人的被害を出さないための、本当に今のところは避難するしかないわけですけども、町でつくられたハザードマップですね、保存版というふうに書いてあるんですが、日本語で言えば災害予測地図ですか。（発言する者あり）一言で言ってわかりにくい。大きな地図ですけども、広川を見て、ずっと青い部分が浸水するだろうと予測されるところで、これをもうちょっと地域を、例えば下広、中広、上広ぐらいに分けてこんな大きな地図にしたら、自分のうちはどうなっておるんだというのがもっとよくわかるんじゃないかというふうに思うんですけども、このハザードマップの改良というのは、これは一番新しいやつですかね。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（井上新五）**

このハザードマップにつきましては、平成26年度末に作成して配布をしております。中身の情報については、ちょっと古い形にはなるんですけど、今回、県のほうでまた新しい広川河川に対する浸水想定区域というものをつくられております。こういったものをまた町のほうでは住民のほうに周知をしなければならぬと考えておりますので、今回のこのマップとはまた違った形で、来年度作成に向けて進めているという状況となります。また新たな分を配布するような形で県と調整している状況です。

**○議長（野村泰也）**

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

マップの作成に当たっても、一番わかるのはやはりそこに住んである住民ですから、もしかしたら役場のほうでつかんでいない危険な場所があるのかもしれないので、それぞれまたつくられるときには地域とも十分連絡を取り合いながらやっていただきたいというふうに思います。

3番目の合併浄化槽の設置ですが、先ほどから数字も答えていただきました。下水道に接続が1,500戸、接続率といいますか、77%ですかね。接続できるけれども、まだつないでいないというところが残っておるということですね。それから、合併浄化槽で1,800戸ということで、合計3,300戸。9月の広川町の広報によりますと、住民基本台帳ですね、7,566世帯というふうに書いてありました。世帯で数えるのか、例えばアパートとかだろーと思いますが、何戸で答えるのかというのでまたちょっと数字が変わってくると思うんですけども、7,566世帯について、これは今の数字でいうと半分もいっていないような数字なんですけど、今の数字はどう考えたらいいですかね。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

これは接続戸数でいっていますので、戸数ベースでいくと、固定資産税がつかんでいる概要調書、木造と非木造でそれぞれ分かれてつかんでいる戸数でいけば約6,500戸となっています。それからすれば、今の合併浄化槽と下水道を合わせて約50%ほどが接続されているということで考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

ちょっと細かい数字に入りますけれども、最初の質問で言ったように、下水道の整備に入らない区域ですね。今、上広校区とか合併浄化槽設置の上乗せがされておりますけれども、特に中広校区と下広校区の中で下水道処理区域に入らないところで、まだ合併浄化槽も設置されていない数字とか、そういう細かいところはわかりますか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

中広校区、下広校区の下水道区域外の数というのはつかんでおりません。ちょっとそこはわかりません。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

これは根気よく数えていけば何とかなる数字じゃないかと思うんですけども、要はスピード。さっきも言いましたように、とにかく公共用の水域の汚濁を防止するとか、あるいは衛生的な生活であるとか、そのための設備ですよね。結局はいかに早めていくかというこ



となんです。それで、下水道も気長に待ってあげばつなげるという話になりますけれども、合併浄化槽の場合は、決断すれば、個人の決断ですから、期間的にも随分早くできると思います。それで、ことしからですかね、合併浄化槽を設置するところで配管設置の補助とか、あるいは撤去の補助とか国県で出ておりますが、これが3年間区切りなんですよね。平成32年度までの事業だったというふうに思いますが、もっと早めていく、これはそういう目的だろうと思うんですが、なぜ期限を区切るのか、私はちょっとわからないんですけども、3年間でできるだけ前に進めようという目的だろうとは思いますが、町としても、今行われているような上広の上乗せ補助とか、それを中広にも下広にも当てはめていけば随分効果は上がってくるというふうに考えます。それで、さっきは検討、研究するというお話だったと思いますけれども、その検討を何か今考えはあるんでしょうか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

今言われましたように、上広校区につきましては定住化対策ということで300千円の上乗せを今やっておいて、3年間で見直すということで、町長答弁しましたとおり、来年度が3年目に当たるわけです。この中で、今後どうするかということも精査していくということでやりますので、今御指摘の下水道計画区域外、ここは当然、合併浄化槽でしか整備ができないような地区になっていきますので、こういう地区もあわせてどうするかということは今後研究していきたいということで進めているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

上広校区への上乗せ補助については、これは効果は上がっていると考えていいですか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

これにつきましては昨年からやっておりまして、昨年在21件、ことしも予算的にはあと残すところ2件ということで、一定の成果は出ているということで考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

以前と比べると生活様式も随分変わってきて、やはり水洗化が当然のこのようになってきておると思います。

ちょっとお金の話であれですが、下水道に接続する場合は受益者負担金を払いますし、あとは下水道使用料です。それから、家の改造はどちらも同じですが、浄化槽の場合は浄化槽の設置補助があると。あとは維持管理費を出していくということになるとは思いますけど、全体的なこれまでの事業費用を考えると、私としてはもっと合併浄化槽のほうにお金を使ってもいいだろうというふうに考えます。それについてはどうでしょうか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

これにつきましては、先ほど議員も言われましたように、広川町の下水道の計画550ヘクタール、これを下水道の計画区域として設定して、処理場あたりもそれで建設しておりますので、この計画に沿ったところで、町としては下水道計画については進めていくべきだということと考えておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

最後の質問にしますが、今回も29年度の決算が出されておりますけれども、下水道会計で見ると、本年度の予算も含めると、これまで下水道で歳出の総計が大体80億円ぐらいなんですよ、下水道会計の累計の歳出がですね。ちょっと合併浄化槽の補助については計算をしておりますませんが、税金の使い道としては合併浄化槽のほうにももっと使っていないかという意見を述べまして、質問は終わります。

○議長（野村泰也）

次に、5番池尻浩一君の登壇を求めます。

○5番（池尻浩一）

5番池尻です。通告どおり質問させていただきます。

まず、広川町における民間委託の考えについて。

水道事業を民間委託への動きが国にあります。町ではどのようなか。

水道法改正案が6月末に審議入りし、7月5日、衆議院本会議であつと言う間に可決したのは記憶に残っているところだと思います。現在は参議院で継続審議となっている状況です。あくまでもコンセッション方式という形をとっており、公的機関の機能は残っているが、住民不安というものはいろんなところで出ている状況です。これに対する町の考えはどのようなか。

水道事業に限らず、町でも施設の管理やごみ収集、学校給食などで委託を行っております。これには人件費等を主としたコスト削減、サービスの向上を狙ってのことであるが、全国で行政の行う事業についての民間委託が進められています。窓口や徴収業務などが多いと聞きますが、これについても住民のプライバシー、その他業務の遂行面においていろいろな問題がある上で、今後、民間委託を行う予定の事業はあるのか、検討はどのようなようになっているのか、伺います。

次に、学級プールのあり方について。

先ほど、先に出された質問の中で、ハード面については行っていきたいという考えが述べられましたので、その辺はまた省略した形で進めたいと思いますが、下広川小学校の校舎が完成し、屋内運動場の建て直しも順調に明確に進められています。次はプールの改修もとの声が住民から出ております。広川中学校においても老朽化、立地場所等の問題がたびたび出ており、経過年数で古いのはまた上広川小学校も同様であります。改修、改善の話は進むばかりですが、その中で、今後の学校のプールの必要性、利用状況、水泳授業の現況などを確

認した上で、また公営プールへの考えはどのようなか、教育委員会の方面で伺いたいと思います。では、それについてはまた重ならないようにポイントを重点的に質問させていただきます。

以上で質問席に移って、答弁いただきたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

池尻議員の質問の中の広川町における民間委託の考えはということでお答えをいたします。

まず、水道事業の民間委託については、水道法の改正が7月5日、衆議院において可決され、参議院に送られましたが、見送られ成立していません。改正案では、施設の所有権は地方公共団体が所有したまま、運営権を民間事業者を設定できることとされています。

広川町では、水道メーターの検針については平成29年度より委託を行っていますが、今後、水道管の老朽に伴う更新及び送水管の増設等もあり、運営権の民間事業者への設定は考えておりません。

次に、本町の民間委託については、第4次行政改革の中で外部委託の推進を掲げ、学校給食等の民間委託、保育所の民間移譲を行ってまいりました。その後、一般行政事務について民間委託の可能性のある事務を洗い出し、協議を行っております。現在、新庁舎建設に伴う組織・機構改革について協議を始め、窓口業務サービス改善の検討を行っておりますが、その中で民間委託や人材派遣の協議を進めているところでございます。

私についての質問は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

池尻議員御質問のうち、学校プールの今後のあり方についてお答えしたいと思います。

先ほどの光益議員御質問の答弁と重複するものがあるかと思いますが、御了承いただきたいと思っております。

広川中学校プールは築57年が経過しており、かなり老朽化が進んでいる状況でございますので、下広川小学校屋内運動場建設に引き続き改修が必要であろうと考えております。また、下広川小学校プールに加え、上広川小学校プールも建設から50年が経過しており老朽化しておりますが、具体的な改修計画は未定でございます。

現在、各小・中学校のプールは、学習指導要領に基づく水泳の授業時間に使用しております。本年度の授業時数は、小学校11時間、中学校10時間を実施しており、約2カ月間プールを使用しております。

公営施設としてのプールにつきましては、年間を通じて泳げるということ、夏休みのプール利用がスムーズにできるようになるなど利点は大きいわけですが、学校から公営プールまでの移動時間が必要となります。そのために、授業時間を圧迫することと移動手段をどうするかは課題でございます。

教育委員会といたしましては、議員が言われます公営プールでの水泳の授業実施に関しましては、他市町村の状況等も調査いたしまして、広川町の状況に合ったさまざまな方法を今後検討していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

では、水道事業について御質問させていただきます。

結局、民間委託の考えは町にはないということで答弁をいただきました。非常に今のところ安心した形ではありますが、どちらかといえば都市部に対しての水道管の老朽化が主な問題で進まない。それに対して国が力をかけて効率よく民間委託を進めていこうという形になっております。現在、広川町が抱える水道事業の進捗状況の中で一番問題となっている点、そこから民間委託はまだという考え、御説明あれば教えていただきたいと思っております。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

今の水道事業の中で低圧地区というのがまだ現存しています。その解消に向けて、32年度まで本管の増設、こういうのも今、企業団のほうにお願いして行っているところでございまして、それに伴って、今度は逆に圧が上がってしまう下広地区あたりがあるので、それについて減圧するべきところもございまして、ここのあたりの維持管理等が今後まだ出てきます。こういう問題点等もございまして、当面今のところ、この運営権の民間事業者への設定については考えていないということで理解しているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

民営化しないから全てが安心というわけでもありません。もちろん、それでも町が公共の中できちんと管理していただくということで、やはり水の質の低下が防げるのではないかなど。それと、極端な水道料金の上下がなされないところで住民は安心できると思いますので、その辺の管理というものを今後も続けていただき、水道事業に関しては民営化しないということで答弁をいただいておりますので、その辺は安心して住民の方にも伝えたいと思っております。

全体的な民間委託というところですけど、やはり民間委託をするということは、この厳しい財政状況の中、うまくやっていくかですね。人員削減、業務の効率化、業務増、その上でサービスの質の向上を願う上で、やっぱり全体的にはコストを下げていく。この相反するような状況の中で行政は事業を進めていかなければいけないというところで非常に苦しいところかなと思います。離島交付金とか山間等の特別交付金でもあれば、またある意味違った充実した行政サービスができるかもしれないんですけども、現実、広川町では、先ほど佐々木議員のほうからも出ましたとおり、職員の過労や心労、そういうものが出ているんじゃないかなという心配もなされています。若手の職員の中には、やはり給料とのバランスが不満なせいか、ブラック化していると言われることもよくあります。やはりその中でも毎日楽しく職場に向かっている人もいるかもしれませんが、その上で、やはり幾つかの業務で民営化、委託化でできるポイント、先ほどいろんな業務をなされているというところでは

が、町が民営化を特に重視しているポイントというのはどこがありますか。どういうところを本当はやっていくべきだ、今後もまだ進まないが、変えていきたいというポイントがありましたら、その辺を教えてくださいたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

今まで民間委託については現業部門等を民間委託してきたんですけども、その後に、先ほど町長が申しましたように、一般行政事務についても可能性のある事務を洗い出しております。

ただ、洗い出した業務の中では、住民課の窓口とか税務課の窓口というのもありますけれども、やはり民間委託するにはそれなりの事務量がないと効果がありません。今のところ、その当時の協議の中では、民間委託するよりも、人材派遣とか、そういうものを使ったほうがいいんじゃないかという協議で、今、中間的なものが出ております。やはりどの部門を民間委託に出したがいいのかというのは、その業務を出すことによってある程度効果が出るもの、それと、民間委託に出すことによって企画部門とか、そういうところに有効な職員配置ができる、そういうことを考えながら民間委託を検討したいと考えております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番池尻浩一君。

**○5番（池尻浩一）**

確かにごもつともですね。事務量が少ないというのは、この規模の町の行政でそういうところも多いのではないかなと思います。恐らく民間委託されているところとか、業務の主な内容としては恐らく窓口業務、先ほど言われましたけど、ほかのところでは回収業務、情報量が少なくとも、各行政されている施設やら公共物の管理、学校、道路、図書館とか、そういうものだと思います。あとは総務の業務、これに関しても委託されているところは給与とか旅費計算、管理業務、財産会計、そのようなものを行っているところはされていると思います。確かに先ほど言われたように、事務量が少ないというところに関しては、やはり町には該当しないところが多くあるのかなとは感じます。

その上で、それ以外で民間委託するデメリットとして恐らく上がっているのは情報漏れとか、そういうのがまた多いと思いますけど、これに関してはどこにしても、もちろん行政のみで管理しても、それはなくなるというか、難しい問題だと思いますので、それ以外でメリットとしても、民間事業を民間業者に委託されて受け入れることで、使ってみることで技術の向上とか、いろんなノウハウを入れることも考えられますけど、その辺の検討とかはもちろん十分なされた上で、その状況というのはどういうものか、ちょっと伺いたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

協議の中では、民間委託のメリットとしましては、やっぱり業務の効率化とか住民サービスの向上とか、先ほど言いました職員の有効な配置をすることができるということなんです

けれども、一番民間委託する上で支障になっているのが、委託先の職員に町の職員が直接指示ができないというようなことがあります。そういう関係からすれば、人材派遣を有効に活用した方がいいんじゃないかという意見がその協議の場に出ております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

5番池尻浩一君。

**○5番（池尻浩一）**

直接指示ができないということで、この問題はやはり学校で行われているALTの問題ですかね。委託した外国人の講師の方に問題が起きて、学校側から、教育委員会から直接指導、指示ができないということで、やはり校長でも管理できないところもあるし、もう一回委託先に連絡して契約上の指導、指示をするという形であっているということで、これがちょっと問題になるかなと、それがやはり民間委託等の契約の難しさかなとも思っておりますが、やはり今後も進める中で、いろんな行政主体の契約、そういうことをやっていただきながら、やはり効率化とかサービスの向上、最終的には経費削減につなげていただきたらと思います。国も明確に進めておりますし、今後やはり広川町ももうちょっと活用できるのではないかなというところが周辺地域が進む中で出てくるのではないかなと思いますので、時期尚早にならないような確実な民間委託の流れ、今後進んでいくのではないかなと実際思いますので、その辺は慎重にやっていただきたいと思います。

では、プールのほうに移らせていただきたいと思います。

そもそも水泳授業が始まった流れというのが、これが昭和30年に修学旅行生を乗せた船、紫雲丸ですかね、それが大型貨物船と衝突した中で、100人以上が死亡された。これが問題となって、やはり全国で一斉に1校1プールの形で泳ぎを習わせなければだめという方針から学校プールができております。間違いありません。そういう中で、それが10年後としても昭和40年、先ほども町長がお話しされていたとおりの時期に当たるかと思っておりますけれども、これがほとんどRC、耐用年数基準30年以上とかとっくに超えておまして、広川町ではほとんどが40年以上、50年近くが経過しているという流れになっています。

先ほどあったセウォル号事件とかを見渡したって、これは泳げるようになったからといって水難事故が防げるわけでもありません。ほとんどは避難のやり方になって、あれだけの方が亡くなったんですよということは、逆に韓国にちゃんと説明したほうがいいんじゃないかなという気持ちもありますけれども、水難訓練というのはまた別にプール授業の中に行われていますね。その水難訓練という状況を御存じでしたら、内容をお話しいただきたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）**

各学校とも着衣水泳というものを行っております。1、2年生の授業の内容としては水遊び、3、4年生としては浮く、泳ぐ運動、5、6年生は水泳というふうな形で一応学習指導要領には位置づけられておりますけれども、これに加えて、この着衣水泳をもとに水難訓練というか、そういう形で各学校行っているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

5 番池尻浩一君。

○5 番（池尻浩一）

そしたら、本当は一番最初に昭和30年の事故を考えたときに、プールの必要性、泳ぐ必要性よりも、今は水難事故、いかに助かるか、生き残れるかという趣旨のところからしたら、もう本当はそっちのほうが正しいんじゃないかなど。実際に、特に教育委員会としては指導要領とかに従ってやはり進めるべきかというところがありますけれども、小学校とかでは指導要領の中で普通に低学年だったら水になれて25メートル泳ぎになれましよう。これが中学生になると、中3の指導要領ですね。これはターンの取得、バタフライ、背泳ぎ、25メートルから50メートル、平泳ぎで50メートルから100メートルと、これが指導要領のポイントになっているわけですね。先ほど説明された1年間で10時間という中で、そういう要領に沿って、自分たちも10時間あったかどうかは覚えはないんですけど、今の子供たちでも中学校3年生で25メートル、50メートルバタフライやって、ターンができてという子供が授業だけでいらしたら、それはちょっとびっくりするような運動神経と、それは指導のやり方がいいのかもしれませんが、実際はそういう子がいたなら、ぜひ県のタレント育成のほうに紹介してでも、そのくらいの能力があるんじゃないかと。学習指導要領なんかずれている形でもあると思いますけど、実際の授業ではどうなんですか。そういう子はいらっしゃるんですか。中学校、小学校でもその要領どおりちゃんと進んでいっている形はあるんですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

言われましたとおりに、学習指導要領からすると、確かにバタフライ、平泳ぎ等についても、25メートルから50メートル程度を泳ぐように指導しなさいというふうに、指導に際してはそこを強調はしておりますけれども、実際的にはなかなかそこまでは至っていないというのが現状です。

以上です。

○議長（野村泰也）

5 番池尻浩一君。

○5 番（池尻浩一）

やはり先ほど出た中でも、必修科目として1年間10時間ということになっておりますので、やはり学校にもプールが必要という意識の形もあるかと思っておりますけれども、これが文科省の出している2010年の指標によりますと、水泳の指導については、適切な水泳上の確保が困難な場合は、これを扱わないことができると、これもあるんです。抜け道としてかありますけれども、下広川小学校にしても、日陰の山の際で、非常に今後もプールの設置場所としても環境が悪いという形がありますし、中学校にもあの位置じゃ悪いと。かといって位置を変えるにも、現在の中学校の敷地には適切な場所がないということがあれば、これはある意味通用するわけですよ。言い方一つになるんでしょうけど。

だから、これは考え方一つで、言い方一つでできるとは思いますけど、あとは文科省の指導であるか、あとは学校側の体制、住民の意識というところでも考えますけれども、いろんな意見の中で、また学校のプールは消火用水としての機能もあるということで伺っていますけ

れども、実際、今の状況で消火栓とか防火用水とかもかなり設置されていると思います。これが山間部とかとなるともちろん問題外ですけども、実際、学校周辺の住宅の中で、それがあくまでも学校のプールが絶対的に必要、逆に考えるなら、必要であるかどうかというところで伺いたいんですけど、今の状況でそれは必要なんですか。学校プールは必ず消火栓として設置しなければいけないとか、学校のほうには逆に消火栓とか設置していなく、それを使うことを目的としているとか、そういうのはあるんですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

学校の授業だけを申しますと、必ずしも学校に併設しておかなければならないという規定にはなっておりません。この授業をなささいというところまでの規定です。

今まででいきますと、やはり防火対策として使っていたという経緯はありますけれども、それ以外のところで整備がきちんとされていれば、そこは考える余地があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5 番池尻浩一君。

○5 番（池尻浩一）

やはり小学校1 学校1 プールという考えはできるだけ減らしていったほうが、町全体としての考えであればそうすべきかなと思っています。

ただ、文科省のほうもこれが望ましい、これが望ましい、こういう形が望ましいと言っていますけど、それは個人的にはやはり1 学校1 プールあったほうが単純子供のためには望ましいかと思えます。

ただし、今後、状況を考えるに、ことしの夏もプール当番に保護者として行ってまいりました。恐らく新しくプールができるなら、空調つきの監視室を設けてほしいとか、常に日陰ができるところの設置をしてほしいとか、そのほうが望ましいわけですよね。そういう望ましい、望ましい、文科省も望ましいと言うけど、実際、もう目的に合っていないような時代の流れになっていますので、それを神奈川県海老名市ですか、あそこは完全に1 校1 プールの状況はゼロになっている。千葉県の佐倉市でもその動きはずっと進められて、現在のところ、老朽化して完全につくらなければいけないというところの2 校は、潰した上で自前のプールを使う必要はなく、スイミングスクールを活用した中で、単純試算、もう30年で90,000千円近くは浮いてくると。移動面とか、そういう面とかも心配は出てくるでしょうけれども、やはり今後、町長も言われたとおり、ハード面、住民の健康管理面、それにあわせて、また学校教育のいろんな面からも考えていただいて、広川町にも1 校1 プールよりも、やはり町に1 プールぐらいの考えで、ゆとりある財政面を戻した動きであっていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（野村泰也）

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。



本日はこれにて散会いたします。

次回は、9月12日午前9時30分から開議いたします。

なお、あすは午前9時30分より、3階大会議室において全員協議会を開催します。よろしく申し上げます。お疲れさまでした。

午後4時 散会